

防府市教育振興基本計画

(見直し)

防府市教育委員会

はじめに

本市には、「学問の神様」菅原道真公を祀った防府天満宮をはじめ、先人が築いてきた歴史や文化が息づいており、これらは本市の誇りであり魅力であるとともに、教育を大切にするまちの教育風土は「学問のまち防府」として、今日に受け継がれ発展してまいりました。

本市教育委員会においても、伝統のある「学問のまち防府」を将来にわたり継続的に発展させるため、「第四次防府市総合計画」に定められた「豊かな心の育みと文化の薫りにあふれるまちづくり」の実現に向けて「教育のまち日本一」を念頭に、本市教育の基本方針である「生きる力」を育む教育施策を推進してきたところです。

一方、近年の少子高齢化や核家族化の進行、価値観やライフスタイルの多様化など教育環境は大きく変化しており、本市教育委員会としては、これらの教育課題に対応した、更なる教育の充実を目指し、平成26年3月に、学校、家庭、地域が信頼と協働のもと、教育施策を総合的かつ計画的に推進するため「防府市教育振興基本計画」（計画期間：平成26年度～平成32年度）を策定し、計画に基づき教育施策を展開してきたところです。

その後、本市を取り巻く教育環境も更に複雑多様化しており、これらの新たな課題等に的確に対応していくため、「第四次防府市総合計画」の見直しに合わせ、多くの皆様の御意見をいただきながら、施策の充実を図る計画の見直しを行ったところです。

まちづくりは人づくりと言われますように、「教育のまち日本一」の実現には、主役となる市民一人ひとりを育てる人づくりが重要です。

本市教育委員会といたしましては、今後も本計画に基づき、引き続き、本市の未来を担う人づくりを進めるため、主体的にたくましく生き抜く力と豊かな人間性を備えた人材の育成を基本目標に掲げ、本市教育のめざす姿の実現に向けて、学校、家庭、地域が一体となり、本計画の着実な推進に努めてまいります。

最後に、計画の見直しに当たり、熱心に御協議をいただいた「防府市教育振興基本計画検討委員会」の委員の皆様をはじめ、市民の皆様から貴重な御意見、御提言をいただきましたことに対し、心からお礼申し上げます。

平成29年3月

防府市教育委員会

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の策定体制	2
4 計画の期間	3
5 計画の構成	3

第2章 教育を取り巻く現状と課題

1 教育を取り巻く社会の動向	4
2 教育を取り巻く現状と課題	5
3 本市の教育を取り巻く現状と課題	6

第3章 計画の基本的な考え方

1 本市教育のめざす姿	7
2 基本目標	8
3 施策の柱	9
4 概念図	10

第4章 今後取り組むべき施策

1 施策体系	11
2 基本施策	13
I 知・徳・体のバランスのとれた教育活動の推進	
① 幼児教育の充実	13
② 確かな学力の育成	15
③ 特別支援教育の充実	17
④ 社会の変化に対応した教育の充実	19
⑤ 心の教育の充実	21
⑥ 生徒指導・相談体制の充実	23
⑦ キャリア教育の推進	25
⑧ 健康教育の推進	27
⑨ 安全教育の推進	29
⑩ 校種間連携・小中一貫教育の推進	31
II 地域ぐるみの教育の推進	
① 青少年の健全育成	33

② 地域とともにある学校づくりの推進	35
Ⅲ 安全・安心で、質の高い教育環境づくりの推進	
① 安全・安心な施設整備、教育環境の確保	37
② 教育機会の確保	39
③ 学校図書館の充実と読書活動の推進	41
④ 安全・安心な学校給食の推進	43
Ⅳ 一人ひとりがきらめく生涯学習の推進	
① 生涯学習機会の充実	45
② 生涯学習を支える人材の育成と活用	47
③ 人権学習の推進	49
④ 生涯学習の拠点となる施設の充実	50
⑤ 図書館の充実と読書活動の推進	51
Ⅴ 郷土の文化・伝統の継承と創造の推進	
① 文化財の保護・保存	54
② 文化財の整備・活用	56

第5章 計画の推進に向けて

1 目標指標	58
2 計画の推進	61

参考（資料編）

○ 防府市教育振興基本計画検討委員会設置要綱	63
○ 防府市教育振興基本計画検討委員会委員名簿	64
○ 防府市教育振興基本計画検討庁内委員会設置要綱	65
○ 見直し経過	67

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、急速に進む少子高齢化、情報通信技術の発達などに見られる高度情報化、社会・経済のグローバル化、経済格差の進行などにより社会全体が急激に変化し、また、家庭と地域のつながりや人々の価値観も大きく変化しています。

一方、教育分野においては、子どもたちの学ぶ意欲や学力・体力の低下、家庭や地域の教育力の低下、教育格差、いじめ問題、さらには、社会全体における規範意識や倫理観の低下など、解決すべき多くの課題が指摘されています。

こうした中、平成18年12月、制定から約60年を経て教育基本法が改正されました。この教育基本法では、教育を取り巻くさまざまな状況の変化を踏まえた上で、豊かな情操、道徳心や公共の精神、生命や自然の尊重、伝統と文化の尊重といった教育の目標を掲げるなど、新しい時代の教育の理念が明確に示されました。

この教育基本法には、国は教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため教育振興基本計画を策定し、また、地方公共団体においては、地域の実情に応じた教育振興基本計画を定めるよう努めなければならないと規定されました。

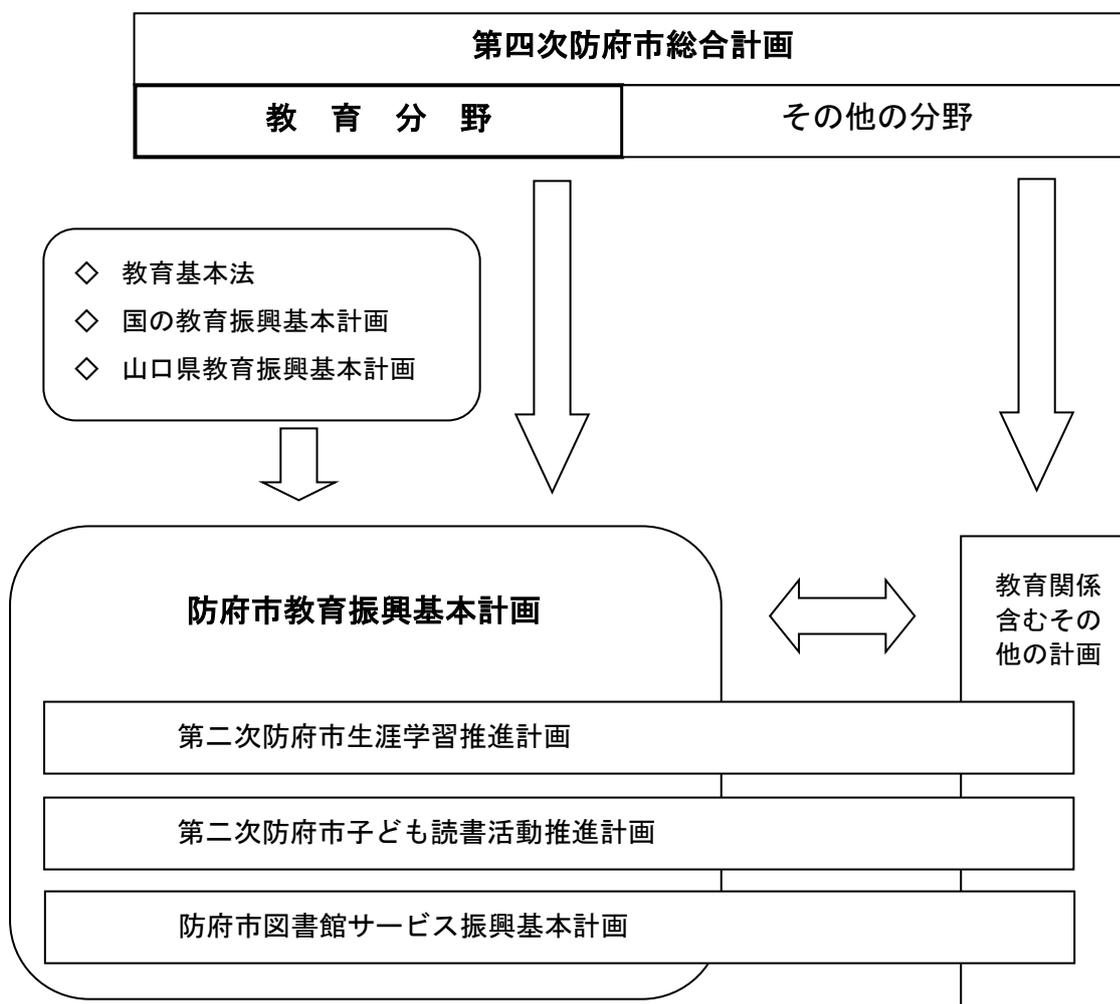
防府市教育委員会では、教育基本法の趣旨や国・県の計画、また、第四次防府市総合計画を踏まえながら、本市教育の基本方針である「生きる力」を育むため、今後取り組むべき教育行政の施策体系をより明確にし、それらをさらに着実に推進していくための基本的な計画として、平成26年3月に「防府市教育振興基本計画」（平成26年度から平成32年度まで）を策定し、教育施策を進めてまいりました。

その後、平成27年度に第四次防府市総合計画の中間年度の見直しが行われたことから、上位計画との整合性を確保するため、社会情勢の変化や施策の進捗状況を踏まえ、平成28年度に本計画の見直しを行いました。

2 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項に規定する地方公共団体が定める教育振興のための施策に関する基本的計画として位置付けるもので、本市の最上位計画である第四次防府市総合計画の教育分野における部門別計画として、防府市教育委員会が所管する施策を網羅するものです。

なお、平成26年度の組織、機構の再編に伴い、青少年科学館については、市長部局において管理運営していますが、同館は、博物館法に基づく登録博物館であり、本市の科学教育普及活動の拠点施設であることから、本計画に取り入れています。



3 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、学識経験者、学校教育関係者、各種団体関係者及び公募の市民で構成された「防府市教育振興基本計画策定委員会」で協議、検討いただきました。

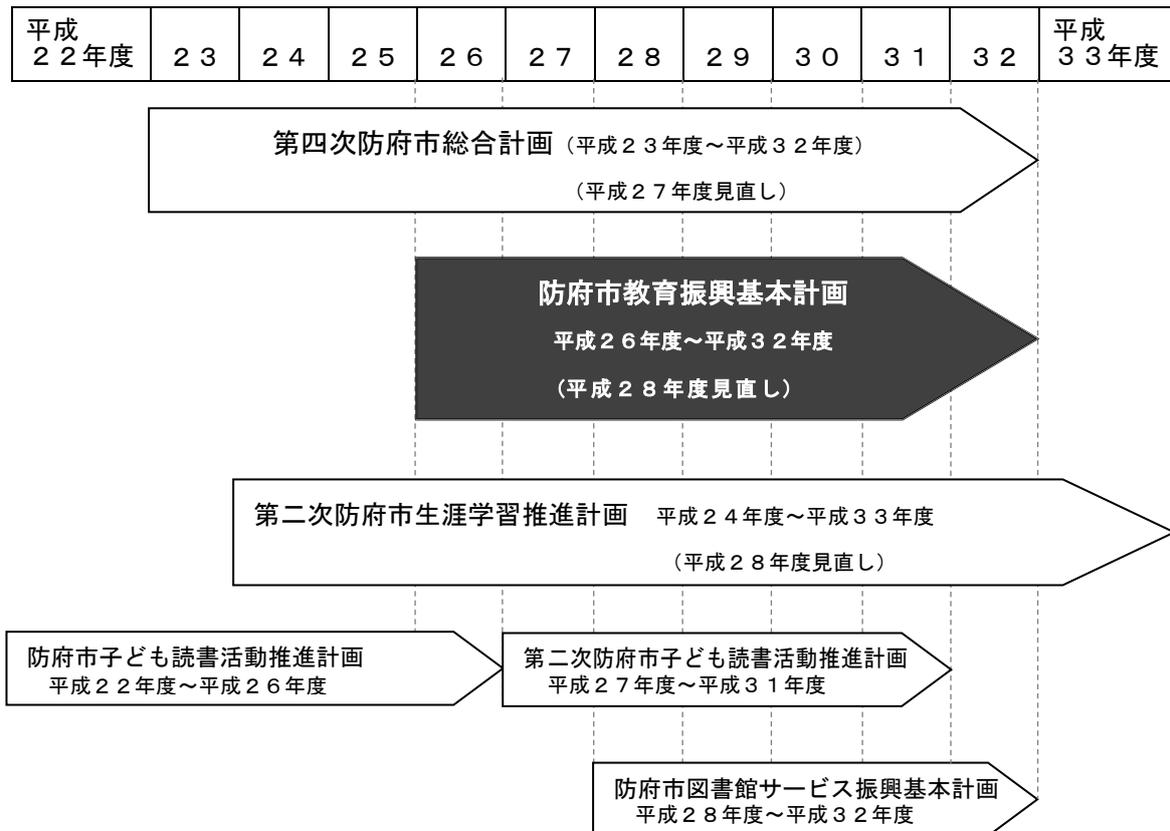
また、広く市民の意見を反映させるため、パブリックコメントを実施しました。

4 計画の期間

計画の期間は、平成26年度から第四次防府市総合計画の終了年度となる平成32年度までの7年間とします。

なお、平成27年度に第四次防府市総合計画の中間年度見直しが行われたことから、上位計画との整合性を確保するため、社会情勢の変化や施策の進捗状況を踏まえ、平成28年度に本計画の見直しを行いました。

計画期間内は、毎年度、事業の取組状況について点検・評価を行い、次年度の事業に反映させます。



5 計画の構成

本計画は、「第1章 計画の策定にあたって」、「第2章 教育を取り巻く現状と課題」、「第3章 計画の基本的な考え方」、「第4章 今後取り組むべき施策」、「第5章 計画の推進に向けて」の5章で構成しました。

第1章では計画策定の趣旨などの基本的事項を示し、第2章で教育を取り巻く社会の動向や本市教育の課題を明らかにした上で、第3章において本市教育のめざす姿や基本目標など、今後7年間の本市の教育目標を設定しています。第4章では、基本目標の達成に向けた基本施策と具体的な取組の内容を体系的に整理し、第5章において計画の推進体制や目標指標を設定しています。

第2章 教育を取り巻く現状と課題

1 教育を取り巻く社会の動向

(1) 少子高齢化の進行

人口減少や少子高齢化の進行により、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しており、子どもたちの触れ合いの機会が減少することで、人間関係の持ち方やルールを学んでいくといった社会生活の基盤を培う体験の機会が減少しています。

(2) グローバル化・高度情報化の進展

社会や経済、情報のグローバル化が進展している中で、コミュニケーション能力の育成や異文化を理解し認め合う国際人として活動できる能力が求められています。

さらに、高度情報化社会では情報化社会に適応するための教育、また、情報モラルに対する教育の重要性が高まっています。

(3) 家族形態の変容・ライフスタイルの多様化

核家族化の進行、ライフスタイルの多様化に伴い、家庭や地域社会も大きく変化し、家庭の教育力の低下、地域活動の担い手の減少などが懸念されています。価値観が多様化する社会においては、社会のルール、モラル、マナーを守るといった規範意識の醸成が求められています。

(4) 地域コミュニティにおける人間関係の希薄化

地域との結び付きや人間関係が希薄化しており、地域の教育力が低下しています。

社会全体で教育に取り組むため、社会における人と人のつながりを重視して、コミュニティを再構築することが課題となっています。

(5) 東日本大震災からの教訓

東日本大震災により、困難に直面しようとも、諦めることなく、状況を的確に捉えて自ら考え行動する力の重要性が教訓として残されました。さらには、施設の耐震化や防災教育に関する意識が高まり、助け合いの心の大切さを再認識しました。

2 教育を取り巻く現状と課題

(1) 学ぶ意欲や学力

社会情勢の変化の中で、知識が社会の発展の源泉となる「知識基盤社会」が進展しています。知識や技能はもちろんのこと、学ぶ意欲の醸成や、自分で課題を見つけ主体的に学ぶ力の育成、主体的な判断力や行動力の育成など、確かな学力を向上させることが求められています。

(2) 規範意識や倫理観

子どもたちの規範意識や倫理観の低下、他人とのコミュニケーション能力の低下が指摘されていることから、基本的な生活習慣を身に付けさせ、公共の精神を尊び、一人ひとりの生命や人権を尊重し、他人を思いやる心や感動する心を育む教育が求められています。

(3) いじめや暴力行為などの問題行動、不登校

いじめは決して許されない行為であり、いじめにより自ら命を絶つ悲惨な事態も発生しています。いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものであることを認識して、いじめの兆候をいち早く把握し迅速に対応するなど、いじめの未然防止や早期発見、早期解消に向けた取組が必要です。

いじめや暴力行為などの問題行動に対しては、教育現場における毅然とした指導を徹底するとともに、不登校に対しては、児童生徒への支援が求められています。

(4) 家庭や地域の教育力

家族形態の変容やライフスタイルの多様化、地域コミュニティにおける人間関係の希薄化に起因して、家庭や地域の教育力の低下が指摘されています。社会全体で子どもの学びや成長を支えるため、学校・家庭・地域^{*}には、一体となった教育支援の取組や地域活動の担い手となる人材の育成が求められています。

(5) 生涯学習への期待

社会の大きな変化の中で、市民一人ひとりが生涯にわたり自ら意欲をもって学び、スポーツや文化・芸術活動に取り組めるよう、学習環境の整備や学習機会の充実などが求められています。また、一人ひとりの個性や能力を伸ばし、いきいきと活躍できるよう、学習成果を生かせる機会の充実を図り、さまざまな技術や知識をもつ人材が活躍できる体制の整備が求められています。

^{*} 学校・家庭・地域：ここでいう地域は、場所としての地域だけでなく、そこに住む地域住民も含む地域社会と考えている。

3 本市の教育を取り巻く現状と課題

(1) 学力向上への取組

全国学力・学習状況調査の過去5年間の経年比較によると、本市の児童生徒の学力は、小・中学校とも上昇していますが、さらなる学力の向上や学校間における学力格差の解消が必要です。また、家庭における学習習慣が十分に定着していない状況があり、家庭との連携により学習習慣を改善する必要があります。

(2) いじめ・不登校への取組

本市におけるいじめの認知率は、近年減少傾向にありますが、いじめの未然防止のためには、心の教育や相談体制をより一層充実させる必要があります。また、不登校の出現率が、中学校では全国平均を上回っており、不登校の未然防止や不登校児童生徒の学校復帰に向けた取組、学習の遅れを補う取組を行う必要があります。

(3) 学校・家庭・地域の連携

本市では、全ての小・中学校をコミュニティ・スクールに指定しており、地域の教育力を学校に取り込んで、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしながら一体となって子どもたちの教育を推進しています。この活動をさらに拡大発展させ、学校・家庭・地域のより強固な連携体制を構築する必要があります。

(4) 歴史や伝統、文化を生かした教育

本市は、周防の国の政治・経済・文化の中心として栄え、先人が築いてきた歴史や伝統、文化を誇りとしています。また、多くの歴史的文化遺産に恵まれており、県下では指定文化財の数が最も多い地域のひとつです。このような歴史や伝統、文化を子どもたちに伝えていくとともに、文化財の保存や整備だけではなく、文化財を活用した学習機会の提供などにも取り組む必要があります。

(5) 生涯学習を支える人材の育成

本市では、市民の生涯学習を支えるため、ボランティアや指導者の育成に努めていますが、生涯学習を一層推進していくためには、さらなる育成機会の充実を図る必要があります。文化・芸術を継承する指導者や若い世代の担い手、スポーツ推進団体の育成や競技力向上のための人材についても育成していく必要があります。

(6) 教育施設などの整備

本市では、学校や公民館、公会堂などの教育施設の老朽化が進んでおり、安全・安心の観点から、計画的な整備と機能面の充実を図る必要があります。特に学校は、子どもたちの学習や生活の場所であるとともに災害時の指定避難所ともなるため、施設の耐震化を早期に完了させる必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 本市教育のめざす姿

近年、少子高齢化の進行、グローバル化や情報化の進展などの社会情勢の変化とともに、核家族化の進行や人間関係の希薄化などによる家庭や地域の教育力の低下が指摘されています。

このような状況の中、本市の未来を担う人づくりを進めるためには、市民一人ひとりが地域に誇りと愛着をもち、学校・家庭・地域が信頼と協働の下に、創造性と自立性を高める教育を推進する必要があります。

本市は、これまで国や県の教育目標を踏まえ、第四次防府市総合計画に定められた「豊かな心の育みと文化の薫りにあふれるまちづくり」の実現のため、「教育のまち日本一」を念頭において「生きる力」を育む教育行政を推進してきました。

この計画では、本市教育のめざす姿として「まちの姿」、「人の姿」を以下のとおり明確にし、これを実現するための基本目標や施策の柱、基本施策を定めるものとします。

【めざすまちの姿】

教育のまち 日本一

私たちのまち防府は、教育を大切にするまちです。

それは、子どもから大人まで市民一人ひとりが生涯を通じて学び続けるまちということです。そして、私たち大人は、子どもたちをしっかりと見守り育てていきます。その教育風土は日本のどのまちにも負けません。

そんな教育のまちづくりを学校・家庭・地域が一体となって進めていきます。

【めざす人の姿】

夢をもち、学び続ける人

変化の激しい社会を主体的に生き抜くために、夢や希望をもち、目標の実現に向けて、生涯を通じて学び続け、その成果を地域に生かしていく人

たくましさとしなやかさを備えた人

さまざまな困難に直面しても、諦めることなく、豊かな経験と知識をもってたくましく生き抜く力と、柔軟な思考力と創意工夫を生かし臨機応変に対応できるしなやかさを備え、共に支え合い、高め合い、地域に参画していく人

ふるさとに誇りと愛着をもつ人

先人が築いてきた歴史や文化を誇りとし、人やもの、文化や芸術に触れ、新しい価値を創造するとともに、魅力あるふるさとを愛し、守り、育て、貢献していく人

2 基本目標

教育は、人や地域、ふるさとの自然、歴史、文化などのさまざまな触れ合いの中で、自らの生き方について考え、実践していく力を養うために重要な役割を果たしています。

そして、誰もがひとしく教育を受ける機会が与えられる中で、自らを高め、その成果を地域に還元できる生涯学習社会を実現する必要があります。

学校教育においては、全ての子どもに基礎、基本の確実な定着を図り、確かな学力を育成することで個の能力を高め、自立して社会で生きていく基礎を育てること、また、学校内外の活動の中で多様な体験をして社会性を磨き、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育てることが求められています。

市民一人ひとりには、生涯を通じて学習や生涯スポーツに取り組むことで、主体的に「生きる力」を高めていくことや学習の成果を地域社会に還元できるシステムを構築することにより、学校教育を支援していく力となることも期待されています。

また、全ての人が自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心をもった「豊かな人間性」を備える必要があります。

東日本大震災では、困難に直面しようとも、諦めることなく、状況を的確に捉えて自ら考え行動する力の重要性が教訓として残されました。

こうしたことを踏まえつつ、本市教育のめざす姿を実現するため、基本目標を以下のように定めます。

【基本目標】

「主体的にたくましく生き抜く力」と

「豊かな人間性」を備えた人材の育成

<参考>

「生きる力」とは

—— 知・徳・体のバランスのとれた力 ——

変化の激しいこれからの社会を生きるために、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の知・徳・体をバランスよく育てることが大切です。

- 基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、さまざまな問題に積極的に対応し、解決する力
- 自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性
- たくましく生きるための健康や体力など

(文部科学省パンフレット「生きる力・学習指導要領がわかります」から)

3 施策の柱

本市のめざす教育の姿の実現に向けて、基本目標を達成するため、5つの施策の柱を基に施策を展開していきます。

I 知・徳・体のバランスのとれた教育活動の推進

主体的にたくましく生き抜く力や未来に向けて創造する力を備えた人材育成に向けて、豊かな人間性と確かな学力、健康・体力を育む、特色ある教育活動を推進していきます。

II 地域ぐるみの教育の推進

学校・家庭・地域が一体となって子どもたちの活動を支え、豊かなつながりの中で地域ぐるみの教育を推進していきます。

III 安全・安心で、質の高い教育環境づくりの推進

安全・安心な教育施設の整備やひとしく教育を受けるための経済的な支援など、質の高い教育環境づくりを推進していきます。

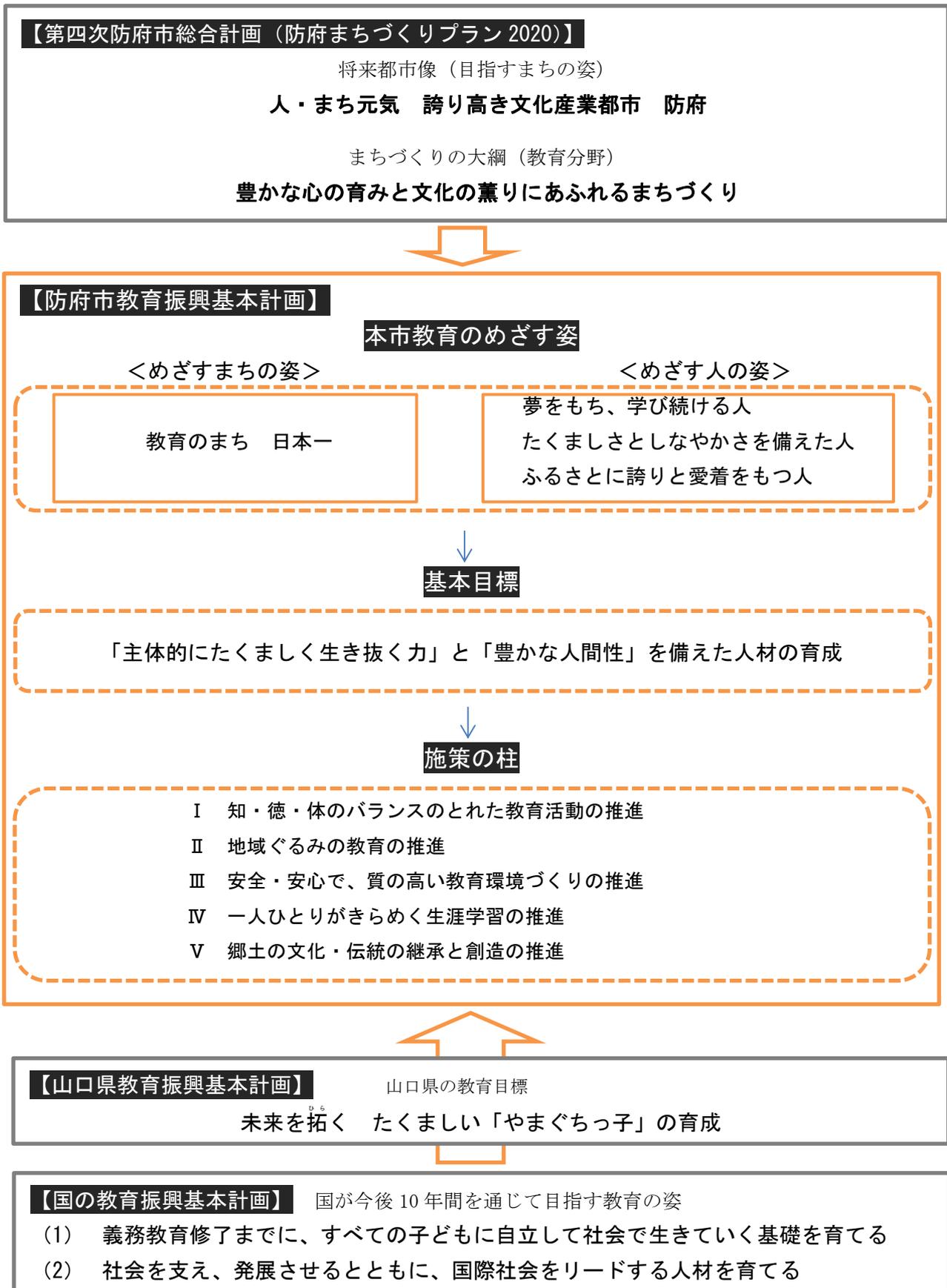
IV 一人ひとりがきらめく生涯学習の推進

生涯にわたって自己実現のために主体的に学び、その成果を地域に生かすことを通じて、人と地域の活性化を推進していきます。

V 郷土の文化・伝統の継承と創造の推進

豊かな文化・伝統を受け継ぎ、ふるさとに誇りと愛着をもち、豊かな心を育むとともに、文化・芸術に触れ、新たな創造を推進していきます。

4 概念図



第4章 今後取り組むべき施策

1 施策体系

めざす姿	基本目標	施策の柱	基本施策
<p>めざすまちの姿</p> <p>教育のまち 日本一</p>	<p>「主体的にたくましく生き抜く力」と「豊かな人間性」を備えた人材の育成</p>	I 知・徳・体のバランスのとれた教育活動の推進	①幼児教育の充実
			②確かな学力の育成
			③特別支援教育の充実
			④社会の変化に対応した教育の充実
			⑤心の教育の充実
<p>めざす人の姿</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夢をもち、学び続ける人 ・たくましさとしなやかさを備えた人 ・ふるさとに誇りと愛着をもつ人 		⑥生徒指導・相談体制の充実	
		⑦キャリア教育の推進	
		⑧健康教育の推進	
		⑨安全教育の推進	
		⑩校種間連携・小中一貫教育の推進	
		II 地域ぐるみの教育の推進	①青少年の健全育成
			②地域とともにある学校づくりの推進
		III 安全・安心で、質の高い教育環境づくりの推進	①安全・安心な施設整備、教育環境の確保
			②教育機会の確保
			③学校図書館の充実と読書活動の推進
		④安全・安心な学校給食の推進	
	IV 一人ひとりがきらめく生涯学習の推進	①生涯学習機会の充実	
		②生涯学習を支える人材の育成と活用	
		③人権学習の推進	
		④生涯学習の拠点となる施設の充実	
		⑤図書館の充実と読書活動の推進	
	V 郷土の文化・伝統の継承と創造の推進	①文化財の保護・保存	
		②文化財の整備・活用	

主 な 取 組
◆幼保・小の連携の推進 ◆子育てに関する相談体制の充実 ◆乳幼児機関への支援の充実
◆児童生徒の実態に応じた指導計画の作成 ◆指導体制の充実及び指導方法の工夫改善 ◆総合的な学習の時間の充実 ◆学習習慣の確立
◆支援体制の充実 ◆指導方法の工夫改善 ◆関係機関との連携による必要な教育支援
◆コミュニケーション能力を育む教育の推進 ◆情報教育の充実 ◆環境教育の充実 ◆ICT機器の活用
◆道徳教育の充実 ◆人権教育の充実 ◆伝統や文化に関する教育の充実
◆積極的な生徒指導の推進 ◆学校内外と連携した問題行動への対応 ◆きめ細かな不登校対策の推進 ◆緊急時等の学校への支援体制の充実
◆進路指導の充実 ◆系統的・計画的な取組の推進 ◆実践的・体験的な学習活動の推進 ◆小・中学校の連携及び家庭・地域との連携強化 ◆志を抱かせる教育の推進
◆体力向上のための望ましい運動習慣の定着 ◆健康な生活を送ろうとする実践力を育てる指導の充実 ◆食に関する指導の充実
◆児童生徒の危機予測・回避能力の向上 ◆機能する危機管理体制の確立 ◆地域・家庭と連携した学校安全体制の整備 ◆防災教育と防災管理を一体的に捉えた、学校防災の充実
◆幼保・小・中・高の校種間の連携強化 ◆小・中学校9年間を見通した小中一貫教育の推進
◆家庭教育機能の強化 ◆非行・問題行動の防止活動や環境浄化活動 ◆青少年活動の推進
◆コミュニティ・スクールの円滑な運営 ◆地域協育ネットの推進
◆学校施設の耐震化 ◆学校施設の整備 ◆学校教材の整備
◆経済的支援の充実 ◆修学支援の充実 ◆私立高等学校への支援 ◆地理的条件の解消 ◆教育支援の充実
◆読書・学習活動の充実 ◆市立図書館との連携による学校図書館活動の充実 ◆学校司書の配置
◆食育の推進 ◆使用食材の安全性確保と地産地消の推進 ◆食物アレルギーへの対応 ◆安全・安心な給食の提供
◆生涯学習情報発信の充実 ◆多様な学習機会の提供 ◆生涯学習相談体制の充実 ◆産学公民の教育ネットワークの強化
◆生涯学習指導者やボランティアの育成機会の充実 ◆ほうふ幸せます人材バンクの整備・活用 ◆学習成果発表の機会づくり ◆社会教育関係団体や各種ボランティア団体への支援
◆市民ぐるみの積極的な推進 ◆推進体制の充実 ◆人権学習への支援
◆公民館の整備・充実 ◆公民館活動の推進 ◆青少年科学館の充実
◆図書館資料の質・量両面の充実 ◆図書館利用者サービスの充実 ◆図書館事業への市民参画の促進と活用 ◆図書館のネットワーク化の推進 ◆集会・文化活動及び広報活動の推進 ◆「第二次防府市子ども読書活動推進計画」に基づく、子どもの読書活動に係る各種事業の実施
◆文化財の保存・修理 ◆文化財調査の継続 ◆文化財保護活動への支援
◆文化財情報発信の充実 ◆文化財郷土資料館の充実 ◆英雲荘の整備と公開 ◆文化財を活用した学習機会の提供

2 基本施策

施策の柱Ⅰ 知・徳・体のバランスのとれた教育活動の推進

基本施策Ⅰ－① 幼児教育の充実

現状と課題

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培い、義務教育及びその後の生きる力の基礎を養成する重要な役割を担っており、幼児期における教育機会、教育環境の確保充実が求められます。本市の幼児教育においては、私立の幼稚園が大きな役割を果たしていることから引き続き支援していくことが必要で、幼稚園での教育には、就学前の子どもに質の高い幼児教育・保育を総合的に提供するための条件整備が求められます。

また、就学前の幼児教育と小学校教育のなめらかな接続を図るため、心身の発達、生活や学びの連続性について相互理解を深める必要があります。

幼保一体化については、国の動向に留意し、福祉部局と連携して幼児教育の内容や、行政組織の在り方を検討する必要があります。

取組の方向性

- 就学前の幼児教育から小学校教育へのなめらかな接続を図ります。
- 幼稚園における保護者の経済的負担軽減や幼児教育の充実に努めます。

主な取組

◆ 幼保・小の連携の推進

小学校では、第1学年入学当初において、新入生が、幼児教育から小学校教育へと円滑に移行することに資するため、生活科を中心とした合科的な指導の一層の充実を図ります。

また、幼稚園・保育園（所）、小学校が幼児児童の実態や教育内容についての相互理解を深めるため、「幼保・小連携教育研修会」を実施するとともに、課題解決に向け、一人ひとりの心身の健康と発達を情報共有するなど、よりよい連携体制の構築を図ります。

◆ **子育てに関する相談体制の充実**

幼稚園・保育園（所）等のいわゆる「年中児」を対象に5歳児（年中児）発達相談会を実施して、幼児の発達特性を保護者に理解してもらい、個に応じた環境が設定されるよう支援することで、幼児の発達を促進します。また、保護者のさまざまな悩みの解決に向け、実情に応じた助言や支援をすることで、保護者の育児不安の解消に努めます。

幼児に対する就学相談・就学指導については随時行います。

◆ **乳幼児機関への支援の充実**

幼稚園就園奨励費補助金や防府市幼稚園連盟に対する補助金の交付により、保護者の負担軽減や幼児教育の振興・充実を図ります。

園児が安全・安心に活動できる環境確保や管理運営に向けた補助事業等について、積極的な情報提供に努めます。

基本施策 I ー② 確かな学力の育成

現状と課題

過去5年間の全国学力・学習状況調査^{※1}における総合平均正答率の経年比較を見ると、年度による変動はあるものの本市の児童生徒の学力は、小学校では向上の傾向にあり、中学校では横ばいの傾向にあります。

平成20年度の全国学力・学習状況調査では、小・中学校ともに総合平均正答率が全国平均より低く、特に小学校は、国語・算数とも全国平均と比較して下回っていました。しかし、平成27年度の全国学力・学習状況調査では、国語、算数・数学ともに、小学校は全国平均を上回り、中学校はほぼ全国平均と同レベルに達しました。

また、本市の児童生徒の学力を設問ごとに細かく分析すると、小・中学校とも、論理的に思考し、それを文章表現する力や今もっている知識や技能を活用して、新たな問題を解決していく力について、引き続き課題がみられます。

学習状況に関しては、平成27年度の全国学力・学習状況調査によると、小・中学校ともに、授業時間以外に2時間以上学習している割合や自ら計画を立てて家庭学習をしている割合が、全国平均を下回っています。

取組の方向性

- 基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図ります。
- 習得した知識・技能を活用する場面や活動を工夫し、「学ぶ意欲」を高めます。
- 各教科・領域の学習において、記録、説明、論述、討論といった言語活動の充実を図り、「学ぶ力」（思考力・判断力・表現力・創造力等）を育みます。

主な取組

◆ 児童生徒の実態に応じた指導計画の作成

全国学力・学習状況調査や標準化された学力検査^{※2}により、一人ひとりの児童生徒の学力定着状況を全国レベルでの客観的なデータとして綿密に分析し、明らかになった成果及び課題をその後の指導に生かし、学力の向上を図ります。

※1 全国学力・学習状況調査：平成19年度から文部科学省が実施している、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を目的とした全国的な調査。（平成23年度は、東日本大震災の影響等を考慮し、全国調査の実施は見送られた。）小学校6年生と中学校3年生を対象に、「教科に関する調査」（国語、算数・数学〔平成24年度調査では理科が追加〕）と「生活習慣や学校環境等に関する質問紙調査」が行われる。「教科に関する調査」は、『主として「知識」に関する問題』（A）と、『主として「活用」に関する問題』（B）が実施されている。

※2 標準化された学力検査：通知表や指導要録の評価法と同じく絶対評価法による検査。実施後届けられる個票では、信頼性、妥当性の高い検査結果が得られ、学力の定着状況について客観的に把握でき、家庭でどのような支援をしていけばよいか参考となる。

また、平成25年度からは、小学校の評価活動の見直しを行い、本市独自の防府市活用力評価テスト^{※1}を活用し、児童の実態に応じた指導の充実に努めます。

◆ 指導体制の充実及び指導方法の工夫改善

幼保・小・中・高連携や少人数指導等によるきめ細かな指導体制の推進を図るために、各種研修の充実に努めます。また、教員の授業力を一層高めていくために、学校力向上スーパーバイザー^{※2}が、授業訪問を実施し、言語活動の充実や理数教育の充実など、学習指導要領の改善事項を踏まえた指導方法の工夫改善を直接指導します。

◆ 総合的な学習の時間の充実

総合的な学習の時間では、教科の学習で身に付けた知識・技能を活用する探究活動の場をつくり、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、共同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにします。

◆ 学習習慣の確立

学校だよりや学級だより等によって、学力向上や家庭学習の充実についての積極的な情報提供を行うとともに、地域の人材を学校や放課後子ども教室での諸活動に活用するなど、学校・家庭・地域が一体となった取組を進めることによって、望ましい学習習慣の確立を図ります。

※1 防府市活用力評価テスト：「やまぐち学習支援プログラム」の評価問題をベースとして、新学習指導要領が求める学力や防府市の学力課題に対応した設問で構成される、本市独自のテスト。防府市の全ての小学校の3年生以上を対象として、国語・社会・算数・理科の4教科において、平成25年度より、順次、3ヶ年計画で、計画的に実施。

※2 学校力向上スーパーバイザー：全ての学校の授業を参観し、授業力を高める指導等をしている授業力のすぐれた指導主事。

基本施策 I ー③ 特別支援教育の充実

現状と課題

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという観点から、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援が求められています。

本市では、市内全小・中学校において、特別な支援を必要とする児童生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や支援を充実させるため、校内コーディネーター^{※1}を位置付けるとともに、通級指導教室^{※2}の設置や学校支援員^{※3}を配置し、個々の実態に応じた指導を全校体制で行う整備を進めています。また、個別の教育支援計画^{※4}及び個別の指導計画^{※5}の作成と一層の活用を促し、計画的・継続的な支援を行っています。また、平成27年度からは、特別支援教育推進員を派遣し、学校支援員や教職員に対する児童生徒の教育的ニーズに合わせた個別の支援方法の指導を行い、特別支援教育の指導力向上を図っています。

近年、特別な支援を必要とする児童生徒数が増加傾向にあり、特に通常の学級における発達障害^{※6}等の可能性のある児童生徒への対応の充実が求められています。

こうしたことから、教職員の専門性の向上を図るとともに校内委員会の充実を図り、組織的な特別支援教育を推進することが課題となっています。

さらに、保護者の不安解消を図るとともに、特別な支援が必要な幼児児童生徒への必要な教育支援を推進するため、幼児期から高校卒業まで、一人ひとりの情報の引継ぎと、教育・医療・福祉等の関係機関との連携による支援のつながりが必要となります。

取組の方向性

- 特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、個々の能力や個性を最大限に伸長するために、組織的・計画的な支援を行います。
- 特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒及びその保護者に対して、関係機関との連携による支援の充実を図ります。

※1 校内コーディネーター：各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う教員。

※2 通級指導教室：小・中学校の通常の学級に在籍している軽度の障害がある児童生徒に対して、各教科等の指導の大部分は通常の学級で行いつつ、障害に応じた特別の指導を行う場のこと。

※3 学校支援員：小学校及び中学校において、担任や担当教員の指導のもとで、特別な支援を必要とする児童生徒の生活支援を行う、防府市教育委員会が雇用しているパートタイムの職。

※4 個別の教育支援計画：幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携し、適切な指導及び必要な支援を行うための計画。

※5 個別の指導計画：個別の教育支援計画を指導のために具体化したもので、一人ひとりの年間目標や学期の目標等を設定し、それぞれの目標の達成に向け、指導内容・方法を明確にして、障害の状態や発達段階に応じて適切な指導及び必要な支援を行うための計画。

※6 発達障害：自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害(PDD)、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。

主な取組

◆ 支援体制の充実

特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する校内支援体制を確立し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた組織的・計画的な教育活動を推進します。

また、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の保護者との信頼関係を構築します。

◆ 指導方法の工夫改善

幼保・小・中・高の相互連携により、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒への理解を深め、個に応じた指導方法の工夫・改善を図ります。

また、校内の児童生徒や地域の人と活動をともしる交流及び共同学習を推進します。

◆ 関係機関との連携による必要な教育支援

教育・医療・福祉等の関係機関との連携による教育支援体制の充実を図り、必要な教育支援を推進します。

基本施策Ⅰ－④ 社会の変化に対応した教育の充実

現状と課題

社会のグローバル化や高度情報化、地球環境問題の深刻化など、児童生徒を取り巻く社会情勢は大きく変貌を遂げています。このような多様で変化の激しい社会において、児童生徒がたくましく生き抜いていく能力を身に付けることが求められています。

教育も時代や社会の変化に的確に対応していくことが大切です。

こうしたことから、本市では、児童生徒のグローバル化に対応したコミュニケーション能力を育むために、市内小・中学校にALT（外国語指導助手）^{※1}を派遣し、小学校外国語活動及び中学校英語教育の充実を図っています。

高度情報化社会に対応するために、ICT機器^{※2}の積極的な活用を図り、家庭と連携をとりながら、情報に関する知識を児童生徒が習得できるよう、情報教育の推進を図っています。

また、急速に変貌する地球環境に対して、児童生徒が自ら問題意識をもてるようにするための教育活動の一層の充実が課題となっています。

取組の方向性

- グローバル化・情報化の進展など、社会情勢の変化に伴って生じるさまざまな課題に対して、情報を積極的に活用し、主体的に判断した上で行動しようとする態度を育みます。

主な取組

◆ コミュニケーション能力を育む教育の推進

各教科等の特性に応じた言語活動を重視し、指導内容の充実を図ることで、豊かに自己表現し、積極的にコミュニケーションを図ろうとする意欲や態度を育みます。

◆ 情報教育の充実

家庭との連携により、情報モラル^{※3}の育成を図るとともに情報セキュリティーの確

※1 ALT（外国語指導助手）：Assistant Language Teacher の略。外国語指導助手は担当教員の指導のもと、担当教員が行う授業に係る補助を行う。

※2 ICT機器：ICTとは、Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略。日本語では一般に「情報通信技術」と訳される。学校においては、コンピュータやデジタルカメラに加えて、プロジェクタ、電子黒板などさまざまなICT機器が、国語、社会、算数・数学、理科、外国語、総合的な学習の時間など多くの教科等で幅広く活用されている。

※3 情報モラル：これからの社会では、さまざまな情報がネットワークを介して瞬時に世界中に伝達され、予想しない影響を与えてしまうことや、対面のコミュニケーションでは考えられないような誤解を生じる可能性も少なくない。このような情報化社会の特性を理解し、情報化の影の部分に対応し、適正な活動ができる考え方や態度が必要となってきた。そこで、学習指導要領では、「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方や態度」を「情報モラル」と定め、各教科の指導の中で身に付けさせることとしている。

保に努めます。

また、情報の収集や活用、発信に関する基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図ります。

◆ **環境教育の充実**

体験活動等を通じて、環境保全やよりよい環境の創造のために、主体的に行動する実践的な態度や資質、能力を育成します。

また、各教科や道徳、特別活動等、教育活動全体を通じて、環境教育の充実を図るとともに、「こども環境白書～防府版～」の積極的な活用を推進します。

◆ **I C T機器の活用**

各教科や総合的な学習の時間などあらゆる授業でI C T機器を積極的かつ適切に活用し、児童生徒にとってわかりやすい学習を推進します。

基本施策Ⅰ－⑤ 心の教育の充実

現状と課題

近年、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、自然や美しいものに感動する心、正義感や公正さを重んじる心、社会性や人間関係を築く力の低下が指摘されています。

平成27年度の全国学力・学習状況調査において「人の気持ちがわかる人間になりたい」「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」と回答した本市の児童生徒の割合は、小学校は全国水準でしたが、中学校は全国平均を大きく上回っています。また、「将来の夢や希望をもっている」「自分には、よいところがあると思う」と回答した児童生徒の割合は、小・中学校ともに全国水準となっています。しかし、「ものごとをやり遂げてうれしかった」という設問については、中学校は全国平均を上回っているものの小学校では全国平均を下回っています。

そこで、各小・中学校では、「心の教育」の充実に向けて、道徳の年間授業時数の確保とともに、児童生徒の心を耕す授業実践に努めています。また、児童生徒の心身の成長の過程に即し、学校の教育活動を通じて人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にする教育を推進していきます。

また、人権教育に係る教職員研修会を開催し、「山口県人権推進指針」及び「山口県人権教育推進資料」に基づいて、教職員一人ひとりの資質向上に計画的に取り組むとともに、社会教育関係部署との連携などの学校支援も行っています。

今後も「心の教育」の充実のために、家庭や地域との一層の連携が必要となります。

取組の方向性

- 人間としてよりよく生きていく道徳的実践力を育成する視点に立って、社会生活上のルールや基本的なモラルなどの倫理観、生命尊重の心を育みます。
- 児童生徒の心身の成長の過程に即し、学校の教育活動を通じて人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にする教育を組織的・計画的に推進します。
- 我が国の伝統や文化を尊重し、継承・発展させようとする態度の育成を図ります。

主な取組

◆ 道徳教育^{*}の充実

魅力と活力ある道徳の時間の展開をめざした指導方法の改善を図るとともに、ボランティア活動や自然体験活動等の豊かな体験を生かした道徳教育を推進します。土曜

^{*} 道徳教育：道徳の時間を要として、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動など、学校の教育活動全体を通じて行われます。

授業[※]等の機会を利用して、道徳の時間の授業公開や道徳教育を積極的に行うとともに、地域人材の活用を促進します。

また、「魅力ある道徳教育プラン集」や「地域素材を生かした道徳資料」等の積極的な活用を促進します。

◆ 人権教育の充実

人権尊重の意識を実践につなげるための教育を推進するとともに、教職員相互啓発による人権意識の高揚を図ります。

具体的には、人権に関する作文・標語等の作品募集に対して積極的な参加を促し、児童生徒の人権感覚を育む機会として活用します。

小中学校教育研究会人権教育部会の充実に努め、研究成果を「防府市教職員研究紹介」に掲載し、研究成果の共有と実践例の積極的な活用を推進します。

また、人権教育担当者及び新規採用教職員・転入教職員等を対象にした人権教育研修の充実にも努めます。

◆ 伝統や文化に関する教育の充実

国際社会において主体性をもち、積極的に役割を果たすため、授業等における古典や歴史、武道、伝統音楽、美術文化、衣食住に関する学習などにおいて、児童生徒が感動を覚える教材を活用し、伝統や文化に親しみ、文化・芸術の継承と創造への関心を高める教育を充実させます。

[※] 土曜授業：会全体で子どもを育てるという「開かれた学校づくり」を一層推進し、教育活動を充実するため、地域と連携しながら全小中学校で月1回程度、土曜日に実施する授業。

基本施策 I ー⑥ 生徒指導・相談体制の充実

現状と課題

本市小・中学校の生徒指導上の諸問題には、いじめや暴力行為、不登校などがあり、児童生徒の人格形成を図る上で大きな課題です。

問題行動の未然防止や早期発見、早期対応に努めていますが、保護者の価値観や家庭環境等が多様化しており、難しい対応を迫られることが多く、スクールカウンセラー^{※1}やスクールソーシャルワーカー^{※2}、生活・安心相談員^{※3}等の専門家及び関係機関との連携を推進しています。

児童生徒の心の声を聞くための学校生活アンケートや定期的な教育相談、よりよい学校生活と友達づくりのための調査を実施し、安心して通える学校になるよう支援を強化しています。

最近では、児童生徒が問題行動を起こす背景に、家庭環境や保護者の関わり方が原因と思われる事案が増えています。このため、今後さらに学校が保護者と良好な関係を築いていくことと学校と専門家及び関係機関との連携により、早期に保護者支援を行っていく必要があります。

取組の方向性

- 児童生徒一人ひとりの個性の伸長を図りながら、社会的な資質や能力、態度を育成し、豊かな自己実現を支援します。
- 学校における全ての教育活動を通じて、自己存在感^{※4}を高め自己指導能力^{※5}を育成します。

主な取組

◆ 積極的な生徒指導の推進

緻密な情報連携に基づいた生徒指導体制づくりに努め、安全・安心な学校づくりの

※1 スクールカウンセラー（SC）：いじめや暴力行為などの児童生徒の問題行動や不登校などに適切に対応するため、児童生徒の臨床心理に関して高度の専門的な知識や経験をもとに支援する専門家。

※2 スクールソーシャルワーカー（SSW）：いじめ、暴力行為、長期欠席、児童虐待等の生徒指導上の諸課題に対応するため、社会福祉士等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれたさまざまな環境に働き掛けて支援を行う専門家。

※3 生活・安心相談員：学校における生徒指導上の問題点や配慮を要する児童生徒の実態を把握するとともに、児童生徒、保護者との教育相談及び学校との協議を通じて、個に応じたきめ細かな支援を行う専門家。

※4 自己存在感：「生徒指導の三機能」の一つで、その人に代わる人が存在しない、かけがえのない存在であるという意味で、児童生徒が他者とのかかわりの中でそれが見い出せるとき、生き生きと活動できる。

※5 自己指導能力：児童生徒が、日常生活のそれぞれの場で、他者とのかかわりの中で、どのような選択が適切であるか、自分で判断・実行し、その言動に責任をもつことができる力。

ための生徒指導方針の明確化と指導の徹底を図ります。

また、いじめ・暴力行為などを絶対許さないという毅然とした姿勢で児童生徒の指導に取り組み、これらの未然防止、早期発見・早期対応等に努め、相談体制の充実やA F P Y^{*}などを用いた人間関係づくりを積極的に推進します。

◆ 学校内外と連携した問題行動への対応

サポートチームなど関係機関との情報・行動連携の強化を図るとともに、基本的生活習慣の定着や規範意識醸成のための家庭への啓発に努めます。

また、事例研究等の研修の充実を図ります。

◆ きめ細かな不登校対策の推進

多様な視点から児童生徒の状況の変化や進路、その後のサポートに対応できる教育相談体制を構築し、家庭教育への支援や情報提供に努めます。

また、信頼関係を基盤とした学校・学級づくりに努めます。

◆ 緊急時等の学校への支援体制の充実

学校だけでは解決が困難な問題行動等の発生時や、事件・事故等による児童生徒の精神的動揺が激しい場合に、専門家（スクールソーシャルワーカー）や専門家チームを学校に派遣し、児童生徒の安全確保や心のケア、学校への助言・支援を行う体制の充実に努めます。

また、重篤ないじめ問題等の解決に向けた「いじめ問題等調査委員会」（第三者機関）の設置及び支援体制の整備に努めます。

^{*} A F P Y (Adventure Friendship Program in Yamaguchi) : 他者とかかわり合う活動を通じて、個人の成長を図り、豊かな人間関係を築くための考え方や行動の在り方を学び合う、山口県独自の体験学習法。

基本施策 I ー⑦ キャリア教育の推進

現状と課題

産業構造の変化や雇用の多様化・流動化を背景とした進路を巡る環境の変化に伴い、若者の職業人としての基本的資質や能力が低下し、また、社会的に自立していない若者が増加しています。

本市では、児童生徒が自己実現を図るために、全ての小・中学校でキャリア教育^{*}の全体計画を作成して、キャリア教育を系統的・計画的に推進しています。さらに、児童生徒一人ひとりの社会的・職業的自立に向けて、キャリア教育の視点に立ち、教育活動全体を通じて組織的に推進していく体制づくりが必要となります。

小学校における職場見学、中学校における職場体験は全ての学校で実施していますが、小・中学校の積み上げを重視した「縦の連携」と学校と家庭・地域・産業界等との「横の連携」が弱く、小・中・高を通じたキャリア教育を推進していく上での今後の課題となっています。

取組の方向性

- 児童生徒一人ひとりが自らの生き方について考え、夢や志を育むよう、教育活動全体を通じて、発達段階に応じて系統的・計画的な指導を推進します。
- 学校と家庭、地域、産業界等との連携体制を強化し、小・中・高等学校等の全教職員がキャリア教育についての共通理解をさらに深めるとともに、体験活動等の一層の充実を図ります。
- 将来、直面するであろうさまざまな課題に柔軟に、かつ、たくましく対応し、社会人として自立していくための意欲や態度、能力を育みます。

主な取組

◆ 進路指導の充実

キャリア教育全体計画の作成や見直しを進め、発達段階に応じた組織的かつ計画的な勤労観や職業観の育成に努めます。

◆ 系統的・計画的な取組の推進

市内各学校が、教育活動全体を通じて、キャリア教育で育成する力を明確にし、学校での生活や学びに意欲的に取り組む児童生徒を育成できるよう、小・中・高等学校

^{*} キャリア教育：将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を育むための教育活動。

等を通じた系統的・計画的な取組を引き続き推進します。

◆ **実践的・体験的な学習活動の推進**

児童生徒の生活や学習が、生涯において豊かになるよう、技術・家庭科などの学習活動を生かすとともに、社会見学や職場体験学習、福祉体験学習等の充実を図ります。

◆ **小・中学校の連携及び家庭・地域との連携強化**

児童生徒一人ひとりの成長と、小・中学校9年間を見通した指導を推進します。

また、保護者や地域の人材を有効に活用した教育活動を推進します。

◆ **志を抱かせる教育の推進**

小学校では1 / 2成人式、中学校では立志式を行うなど、自分自身を見つめ直し、将来に向けての目標を考える機会を設定し、志を抱かせる教育活動を推進します。

基本施策 I ー⑧ 健康教育の推進

現状と課題

児童生徒が生涯にわたって健康的なライフスタイルを確立できるよう、必要な知識、能力等を身に付けるための健康教育の充実を図ることが求められています。

本市においては、児童生徒が生涯にわたり自ら進んで運動に親しみ、健康・安全で活力のある生活を送ることができるよう、心身ともに健康でたくましい身体を育む教育を推進しています。体力の現状としては、持久力や走力に優れていますが、筋力、柔軟性に課題があります。また、体育の授業以外に運動を毎日している児童生徒の割合が低いことにも課題があります。

こうしたことから、柔軟性や筋力を高める運動を取り入れた学校体育の充実が求められています。また、児童生徒が運動の楽しさや喜びを味わう活動を学校体育に位置付けるなど、運動の日常化を図る必要もあります。さらに、学校と家庭が連携し、体力向上の取組を促進することも求められています。

また、食に関する指導を充実させるため、栄養教諭^{*}が市内小・中学校へ巡回訪問し、望ましい食生活についての授業等を通じて、児童生徒及び教職員に対して食育指導を行っています。

食育の推進に向けて、栄養教諭等の専門性を生かした校内指導体制の確立と、栄養教諭・学校栄養職員の資質能力の向上を図ることが必要です。また、家庭・地域と連携し、児童生徒の食への関心をより一層高める環境づくりが求められています。

取組の方向性

- 自他の生命を尊重し、心身の健康保持に対する意識を高め、発達段階に応じた望ましい生活習慣を育みます。
- 健康で安全に行動できる自己管理能力と、たくましく生きるための体力を育みます。

主な取組

◆ 体力向上のための望ましい運動習慣の定着

体力テスト等の分析結果を活用し、児童生徒の体力向上に努めるとともに、体力・運動能力向上に向けた、学校・家庭・地域の連携体制を構築します。

また、児童生徒の主体的な取組によるクラブ・部活動等を展開します。

^{*} 栄養教諭：食に関する指導（学校における食育）の推進に中核的な役割を担う。子どもたちに食をコントロールしていく「食の自己管理能力」や「望ましい食習慣」を身につけさせる必要性が高いことから「栄養教諭」制度が創設され、平成17年度から施行されている。

◆ **健康な生活を送ろうとする実践力を育てる指導の充実**

学校保健計画を随時見直し、校内推進体制の充実を図ります。

また、心の健康の保持増進を図るため、小・中学校における保健や道徳の時間での指導、家庭・地域・関係機関との連携の強化による指導の充実を図るとともに、教職員の心身の健康維持に関する支援体制も強化します。

◆ **食に関する指導の充実**

食に関して、全体計画を踏まえた指導の充実に努めるとともに、家庭や地域との連携により、望ましい食習慣の形成を図ります。

また、学校給食を中心に地場産物を活用し、地域に根ざした食育を推進します。

基本施策Ⅰ－⑨ 安全教育の推進

現状と課題

学校は、子どもたちにとって安心して学ぶことのできる安全な場所でなければなりません。しかし、子どもの安全を脅かす事件、事故、災害等は、いつ、どこで、どの学校で起こるかわかりません。学校の安全教育においては、子どもたちに「自らの命は自ら守る」という態度と能力を身に付けさせることが必要です。

本市では、各学校において危機管理マニュアルの見直しや保護者への緊急連絡体制の構築、「危険予測学習（KYT）※資料集」の活用などにより、教育活動全体を通じて「防犯を含む生活安全」「交通安全」「災害安全（防災）」の3領域について、総合的かつ積極的に取り組んでいます。

今後は、児童生徒の危機予測・回避能力の育成や教職員の危機対応力の一層の向上をめざし、保護者、地域、関係機関と連携して、学校安全の充実、強化を図る必要があります。

取組の方向性

- 学校内外の生活の中で自他の生命を尊重し、安全に行動できるための危機予測・回避能力を育みます。
- 学校において、機能する危機管理体制を構築するとともに、地域ぐるみの学校安全体制を整備します。

主な取組

◆ 児童生徒の危機予測・回避能力の向上

通学路の安全点検の実施及び安全マップの見直しと効果的な活用を推進するとともに、自然災害や火災・不審者を想定した訓練等を計画的に実施します。

また、学校安全計画に基づいた交通安全指導を実施し、交通マナーや自らの命を守る能力を身に付ける交通安全を推進します。

◆ 機能する危機管理体制の確立

危機管理マニュアルの見直しと効果的な活用を推進し、教職員の危機対応力の強化を図ります。

また、安全・安心のための点検活動を計画的・継続的に実施します。

※ 危険予測学習（KYT）：学習者が、教材である絵や写真などに潜んでいる危険を予想し指摘しあうことで、現実生活の危険に気づき、危険に遭遇しないためにはどのように行動するのかを考え、自ら安全な行動がとれるよう安全意識を高めることを目的とする学習活動。危険予知訓練とも呼ばれている。
危険予知訓練のローマ字による表記 Kiken Yochi Training の頭文字をとって、KYTということもある。

◆ 地域・家庭と連携した学校安全体制の整備

地域の関係団体や保護者との連携の強化による見守り活動等の拡充を図るため、各地域でのスクールガード組織[※]の運営へ積極的な支援を行います。見守り活動等によって得られた情報を、学校・学級や家庭での日頃の声かけ等に生かし、日常のきめ細かな指導を充実させます。

◆ 防災教育と防災管理を一体的に捉えた、学校防災の充実

平成21年の本市を中心とした大規模土砂災害や平成23年の東日本大震災の教訓を踏まえ、「防災教育テキスト」の活用や専門家と連携した防災出前授業等により、地域の自然災害の特徴や児童生徒の発達段階に応じた防災教育を促進しています。このような取組により、児童生徒が自らの命を自ら守ることはもとより、周囲の人や社会の安全に貢献できる「防災対応能力」の向上を図ります。

また、災害安全に関する組織活動ができるよう、日頃から開かれた学校づくりに努め、保護者や地域住民、地域の関係機関・団体等との密接な連携を図り、生きる力を育む防災教育や計画的な防災管理の充実に努めます。

さらに平成28年度から3年計画で、「いのちを守る防災教育を推進する会（下関地方気象台、日本気象予報士会西部支部、日本赤十字社山口県支部）」と連携した大雨防災ワークショップを市内の小・中学校で実施し、防災教育を推進します。

[※] スクールガード組織：平成16年・17年、登下校中の子どもが殺害されるという重大事件が全国で発生し、子どもたちを地域で見守ろうという動きが高まった。こうして組織された「学校安全ボランティア」の方々を「スクールガード」と呼び、その組織を「スクールガード組織」という。山口県でも、学校・家庭・地域（自治会や防犯団体等）の連携により学校や通学路で子どもたちを見守る温かい活動が広がっている。

基本施策 I ー⑩ 校種間連携・小中一貫教育の推進

現状と課題

本市では、小学校とその小学校に入学する幼児のいる幼稚園・保育園（所）・認定こども園^{※1}との間で、子ども同士、教職員同士が交流することなどにより連携しています。また、各小・中学校と近隣の学校との間では、教職員の授業参観や研修会、児童生徒の行事や総合的な学習の時間、特別活動などを通じて交流することにより連携を深めています。さらに、中学校と近隣の高等学校との間では、相互の授業参観や情報交換により連携しています。

今後は、より綿密な情報交換や継続的な学習指導、生徒指導の充実を図ることによって、各校種間の連携をさらに深め、「小1プロブレム^{※2}」や「中1ギャップ^{※3}」の解消、中学生の進路意識の醸成を図り、幼保・小・中・高の円滑な接続やつまずきの予防に努めます。

また、富海小学校・富海中学校は、現在、文部科学省の教育課程特例校として、小学校外国語活動と中学校英語科の学習内容や地域の特色を生かした体験活動について、9年間を見通した教育課程を学校独自で編成し、一貫した教育に取り組んでいます。

今後は、こうした小中一貫教育の取組を他校にも広げていく必要があります。

また、平成27年度から、富海小学校・富海中学校を小規模特認校^{※4}とし、小学校3年生から中学校2年生の児童生徒を市内全域から受け入れています。

取組の方向性

- 幼保・小・中・高の校種間の連携を強化することにより、円滑な接続やつまずきの予防に努めます。
- 児童生徒一人ひとりの健やかな成長のために学校・家庭・地域が連携し、小・中学校9年間を見通した小中一貫教育を推進します。

主な取組

◆ 幼保・小・中・高の校種間の連携強化

幼保・小連携教育研修会、学習指導や生徒指導に関わる各種研修会において、校種間の連携を強化し、さらに、積極的な授業参観や情報交換により、継続的な指導の

※1 認定こども園：教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園・保育所の両方の機能をあわせ持つところ。

※2 小1プロブレム：小学校に入学したばかりの小学校1年生が集団行動できない、授業中に座ってられない、話を聞かないなどの状態が数ヶ月継続する教育現場での問題を「小1プロブレム」と呼んでいる。これまでは1か月程度で落ち着くと言われていたが、これが継続するようになり就学前の幼児教育が注目されはじめた。

※3 中1ギャップ：児童が、小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活へうまく適応できず、不登校等の問題行動につながっていくこと。

※4 小規模特認校：児童・生徒数が減少している学校において、特色ある教育活動を行いつつ通常の通学区域にかかわらず、校区外から通学することができる学校。

充実を図ります。

また、進学前後の情報交換等により、校種間の円滑な接続を推進し、児童生徒の不適応の解決を図ります。

◆ **小・中学校9年間を見通した小中一貫教育の推進**

9年間を見通した教育課程を編成したり、共通の指導事項を発達段階に応じて設定したりすることを通じて、円滑な接続やつまずきの予防に努めるとともに学習指導、生徒指導の充実を図ります。

施策の柱Ⅱ 地域ぐるみの教育の推進

基本施策Ⅱ－① 青少年の健全育成

現状と課題

本市では、防府市青少年育成市民会議^{※1}と連携して「家庭の日」運動^{※2}の普及を図り、家庭の大切さを啓発するなど、全市的な青少年健全育成を促進しています。また、青少年育成センターや関係機関・諸団体と連携した防犯・巡視活動を総合的に推進し、青少年の非行・問題行動の防止活動の強化や社会環境の浄化に努めています。

青少年がたくましく生き抜く力やいのちの大切さを学び、社会の基本的なルールを守る意識や人間関係を調整する力を身に付けるために、多様な体験やボランティア活動などの社会参加活動を推進する必要があります。

また、新たな社会問題となっている小中学生の「情報モラル」について、学校・家庭・地域と連携した取組が求められています。

取組の方向性

- 関係機関・団体と連携し、家庭教育に関する学習機会や相談機能の充実を図るとともに、地域における青少年の非行・問題行動の防止活動や環境浄化活動などの青少年育成活動を推進します。
- 青少年の自主性や社会性を培うため、青少年団体の活動を支援します。
- 児童生徒や保護者が情報モラルを身に付けるため、学校・家庭・地域・関係機関との連携により、情報モラル教育の取組を推進します。

主な取組

◆ 家庭教育機能の強化

関係機関・団体と連携し、家庭教育に関する学習機会や青少年及び保護者に対応する相談機能の充実を図り、家庭教育力の向上をめざします。

また、学校・家庭・地域・関係機関と連携し、児童生徒や保護者の情報モラル教育

※1 防府市青少年育成市民会議：市民の総意を結集して青少年育成市民運動を展開し、青少年の健全な育成を図ることを目的とした会議。

※2 「家庭の日」運動：毎月第3日曜日を「家庭の日」として、家族の絆を深めるために家族が一緒に過ごす機会を増やすように促す運動。

の取組を推進します。

◆ **非行・問題行動の防止活動や環境浄化活動**

青少年育成センターや関係機関・諸団体と連携し、防犯・巡視活動を推進します。

◆ **青少年活動の推進**

青少年の自主性や社会性を培うため、青少年団体が実施する事業の助成やさまざまな活動の支援を行います。

基本施策Ⅱ－② 地域とともにある学校づくりの推進

現状と課題

近年、子どもを取り巻く環境が大きく変化しており、未来を担う子どもたちを健やかに育むためには、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりをめざす必要があります。

文部科学省は、家庭・地域の教育力を積極的に学校に取り入れ、学校と地域とが一体となって子どもを育てる「開かれた学校づくり」を推進しています。さらに、学校と地域の力を合わせることによって、互いに信頼し合い、それぞれの立場で主体的に地域の子どもの成長を支えていく、学校づくりや地域コミュニティづくりを進めていくことが大切です。

そこで、本市では、市内全ての小・中学校をコミュニティ・スクール^{※1}に指定し、土曜授業等の機会を活用しつつ、地域の教育力を学校教育に生かして、地域ぐるみで子どもたちを支える取組を推進しており、地域の願いを受け止めた学校運営により、地域コミュニティづくりにも貢献しています。また、中学校区をひとまとまりとする地域協育ネット^{※2}協議会を核とした、学校・家庭・地域の連携も推進しています。さらに、平成27年度から山口CSコンダクター^{※3}が派遣され、市内各学校の学校運営協議会への指導助言を実施しています。

社会全体の教育力を向上させ、子どもが安心して暮らせる環境づくりを図るため、学校等を拠点とした教育支援や放課後子ども教室等の学校・家庭・地域の連携協力によるさまざまな取組を推進する必要があります。

取組の方向性

- コミュニティ・スクールの充実を図り、保護者や地域住民が学校運営に参画する地域に開かれた信頼される学校づくりを進めます。
- 学校と地域が連携・協力する体制を構築し、地域ぐるみで子どもたちの育ちや学びを見守り支援する取組を推進します。

※1 コミュニティ・スクール：学校運営協議会を設置した学校を「コミュニティ・スクール」という。コミュニティ・スクールは、地域の公立学校の運営に、家庭や地域の皆様の声を生かす仕組み。

※2 地域協育ネット：幼児期から中学校卒業程度までの子どもの育ちや学びを、地域ぐるみで見守り、支援することを意図した山口県が推進する教育支援体制。概ね中学校区をひとまとまりとし、地域協育ネット協議会を核とした、学校・家庭・地域の連携による仕組み。

※3 山口CSコンダクター：各コミュニティ・スクールの取組の充実や小・中連携の取組の充実などを推進するために各学校への訪問指導、連携支援等を行う。

主な取組

◆ コミュニティ・スクールの円滑な運営

コミュニティ・スクールであることを生かして、保護者と地域住民等の学校運営への適切な参画と連携の強化を図り、地域とともにある信頼される学校づくりを推進します。各校区の保護者や地域の願いを受け止め、学校運営の質の向上を図り、地域の創意工夫を生かした特色のある学校づくりを進めます。

◆ 地域協育ネットの推進

各中学校区における、学校・家庭・地域が協働^{※1}するネットワークづくりを推進するとともに、ほうふ幸せます人材バンク^{※2}との一体的な運用により、学習支援・環境整備・見守り活動などの学校等を拠点とした教育支援事業や、小学校区における、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに成長できる環境づくりを図るための放課後子ども教室推進事業等を推進します。

※1 協働：多様な主体が、それぞれの特性を生かし、互いを尊重し、協力して取り組むこと。

※2 ほうふ幸せます人材バンク：P48 脚注1 参照

施策の柱Ⅲ 安全・安心で、質の高い教育環境づくりの推進

基本施策Ⅲ－① 安全・安心な施設整備、教育環境の確保

現状と課題

東日本大震災の教訓から、学校施設の耐震化や防災・防犯対策など、幼児児童生徒を災害、事故、犯罪から守るための安全・安心な教育環境の整備が求められています。

本市では、学校施設の耐震化を進めていますが、平成27年度の小・中学校の耐震化率は94.1%であり、耐震補強や改築、非構造部材の耐震対策の早期完了及び防災機能の強化が急務となっています。

また、高度情報化の急速な進展など時代の変化に伴うさまざまな教育課題に対応するため、電子黒板やICT機器などの学校教材を計画的に配備し、大学とその有効活用について共同研究をするなど質の高い教育環境の整備を図ることが必要となります。

取組の方向性

- 学校施設の耐震化や老朽化施設の整備を図り、安全・安心な学校づくりを推進します。
- 時代の変化を見据え、誰でも利用しやすく環境に配慮した、ゆとりと潤いのある施設や効果的な授業の実現に向けた学校教材、環境を整備し、質の高い教育環境を提供します。

主な取組

◆ 学校施設の耐震化

安全・安心な学校施設の整備充実を図ることを目的として、改築工事による学校施設の耐震化を図り、平成30年度までに、学校施設の耐震化率^{*}を100%にします。また、屋内運動場の天井等落下防止対策をはじめとする、学校施設の防災機能の強化を図ります。

◆ 学校施設の整備

児童生徒の安全確保に向け、「防府市学校施設長寿命化計画」に沿った計画的かつ効

^{*}耐震化率：学校施設の全建物のうち、耐震性がある棟数（昭和57年以降建築の棟数及び昭和56年以前の建物で耐震性がある棟と耐震補強済の棟）の割合。

率的な学校施設の老朽化対策を進めます。また、特別に支援を要する児童生徒に配慮した施設や健康保持に必要な設備の整備に努めます。

◆ **学校教材の整備**

学校教育環境の充実を図るため、理科備品など学校教材を計画的に整備するとともに、時代の変化を見据えた確かな学力の育成を図るため、電子黒板やICT機器などの有効活用を大学と共同研究しながら整備し、適正な運用、管理に努めます。

基本施策Ⅲ－② 教育機会の確保

現状と課題

厳しい経済雇用情勢が続き、経済的格差などによる進学機会や学力などの差が、教育やその後の就業状況の格差にもつながるといった、格差の再生産、固定化の解消が課題とされています。

本市では、これまでも、経済的理由により就学が困難な家庭に対して、就園奨励費や就学援助費、奨学金の充実等の取組を実施してきたところですが、引き続き、保護者負担を軽減するとともに、意欲や能力のある者への学習機会の確保を可能とし、教育機会の格差が生じないようにする必要があります。

また、家庭環境による経済的格差や自然的条件が不利な状況にある児童生徒、また、さまざまな困難や課題を抱え支援を求めている者に対して、支援体制や誰もが受けることのできる多様な学習機会の提供など教育支援を行う必要があります。

取組の方向性

- 家庭の経済状況による教育格差の改善に向け、経済的支援を通じて、保護者負担を軽減するとともに、意欲・能力のある者への学習機会を確保します。
- 家庭環境等の要因による教育格差の解消や地理的制約のある児童生徒に対する就学支援に努めるとともに、さまざまな困難や課題を抱えている家庭・児童生徒への教育支援を行います。

主な取組

◆ 経済的支援の充実

教育費の保護者負担を軽減するため、所得状況に応じて保育料の一部を補助する幼稚園就園奨励費や経済的困難を抱える家庭に対して就学援助費を給付し、就園の推進や適切な教育機会の確保を図ります。

◆ 修学支援の充実

意欲・能力のある者が安心して学習機会を確保できるように、高等学校入学準備金や奨学資金貸付などにより修学支援の充実を図ります。

◆ 私立高等学校への支援

私立高等学校の教育条件の維持向上や在籍する生徒の保護者負担の軽減を図るとともに経営の健全性を高めるため、運営経費について補助金を交付し、私立高等学校の振興充実を図ります。

◆ 地理的条件の解消

学習機会を保障するため、小野小学校区において、徒歩による通学が困難な地区への送迎を行うスクールバス運行事業の実施や野島小・中学校への渡船通学費用及び小規模特認校の制度を利用して通学する、富海小・中学校児童生徒の保護者に対する通学費用の補助をします。

◆ 教育支援の充実

さまざまな障害や病気を抱えている児童生徒に対し、個別の支援体制や教育機会を確保するとともに、家庭の経済状況などの課題を抱えている家庭に対する家庭教育支援や不登校などの問題を抱えている児童生徒に対する学習支援などの教育支援を充実します。

基本施策Ⅲ－③ 学校図書館の充実と読書活動の推進

現状と課題

平成27年度の全国学力・学習状況調査における本市の読書好きの児童生徒の割合は、小・中学校ともに全国平均を上回っています。

本市の全小・中学校においては、全校一斉読書を実施し、読書活動の習慣が定着するよう努めています。また、平成23年度から学校司書[※]を配置し、学校訪問時に本の紹介や読み聞かせ、さらに、学校図書館内の環境整備を行っています。

今後は、児童生徒の読書活動の習慣化と読書内容の充実が課題となります。また、調べ学習活動において、学校図書館機能を十分活用できていないことも課題となっています。

平成26年度には、全ての小・中学校に学校図書館管理システムを導入し、学校図書館の機能充実を図っています。また、平成28年度に稼働した、学校図書館と市立図書館とのネットワークシステムの効果的な運用による、学習活動の支援が必要となります。

取組の方向性

- 学校における質の高い読書活動を推進するとともに、望ましい読書習慣形成のための家庭への啓発に努めます。
- 学校図書館の機能充実を図るとともに、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援し、資料・情報の活用能力を高めます。

主な取組

◆ 読書・学習活動の充実

授業における調べ学習や課外活動で学校図書館の一層の活用を促進し、児童生徒の資料・情報活用能力の向上を図ります。また、全校一斉読書の継続・拡充と質的充実を奨励するとともに、家庭への啓発により児童生徒に読書習慣を定着させるよう努めます。

◆ 市立図書館との連携による学校図書館活動の充実

学校図書館と市立図書館とが、図書館運営に関して共通認識をもって、協力体制を維持していくため、防府市子ども読書活動推進連絡協議会で定期的な協議を行い、学校図書館の円滑な管理運営に取り組みます。

また、学校図書館管理システム及び市立図書館と連携したネットワークシステムを活用し、資料の共有化と学習支援に取り組みます。

さらに、市立図書館の指定管理者制度導入に伴い設置した図書館管理室が、学校図

[※] 学校司書：専ら学校図書館の職務に従事する職員の総称。（本市では平成23年から平成26年まで学校図書館司書と称していた。）

書館支援センターとしての機能を担いながら、学校図書館活動の拡充を図ります。

◆ **学校司書の配置**

学校図書館の充実のため、学校司書を増員し、市内小・中学校への配置に努めるとともに、司書教諭との協働を進めます。

基本施策Ⅲ－④ 安全・安心な学校給食の推進

現状と課題

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであることから、安全・安心な給食の提供が求められています。また、学校給食は、食に関する正しい知識と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであるため、学校・家庭・地域と連携した食育の推進を図っていますが、さらに品質が高く安定的な供給ができるよう、生産者や市場関係者と連携を密にして地産食材使用率向上を進めていくことが課題となっています。

また、食物アレルギーを有する児童生徒への対応については、基本的にアレルギーの原因となる食材を除去した給食を提供しています。しかし、年々、対象の児童生徒が増加していることやアレルギーの原因となる食材が複雑化していることなどにより、一人ひとりの正確な情報を共有し、細心の注意を払うことが必要となっています。

さらに、食中毒等の発生を予防する上で、より衛生的に調理できるよう、計画的に小学校の調理施設の改修を進めています。

しかしながら、「小学校給食の実施方法については、本市の現状を踏まえ、食育面、管理運営面、施設面などの総合的な観点から検討した結果、将来的には、共同調理場方式（センター方式）へ移行することが望ましい」という「防府市立小中学校教育検討委員会」からの提言を受けており、今後、小学校給食についても共同調理場方式に変更することも視野に入れ検討する必要があります。

給食用食器については、アルマイト製食器から軽くて強度のあるPEN食器に順次更新を進め、平成26年度には全小学校において更新が完了しています。今後はPEN食器の計画的な更新を図っていく必要があります。

取組の方向性

- 給食を通じて、学校・家庭・地域の連携による食の大切さを学ぶ食育を推進します。
- 地産地消を推進し、安全で質の高い給食を提供します。
- 食物アレルギーを有する児童生徒一人ひとりの安全な給食の確保に努めます。
- 給食調理場の施設・設備を改善し、安全・安心な給食を提供します。

主な取組

◆ 食育の推進

栄養教諭を中核とした学校・家庭・地域の連携による食育を推進し、食に関する指導の充実を図ります。

◆ **使用食材の安全性確保と地産地消の推進**

地元生産者及び市場・卸業者と連携を密にし、使用食材の産地確認・生産履歴等、安全性の確保に努めるとともに、質の高い地場産食材を使用した給食を提供します。

◆ **食物アレルギーへの対応**

食物アレルギーを有する児童生徒の保護者との連携を密にし、情報の共有化を図るとともに適切な対応に努めます。

◆ **安全・安心な給食の提供**

安全・安心な給食を提供する上で、より衛生的に調理できるよう計画的に給食施設を改修するとともに、食器の更新を順次進めていきます。

施策の柱Ⅳ 一人ひとりがきらめく生涯学習の推進

基本施策Ⅳ－① 生涯学習機会の充実

現状と課題

生涯学習に関する情報は、情報化の進展やICT機器の普及により発信方法、入手方法の多様化が見られる一方で、相談窓口でのきめ細かな情報提供も求められており、ニーズに合った情報提供が必要とされています。

現代社会においては、解決しなければならない課題が複雑化しており、多様化する学習ニーズに応えるためには、世代間の差異に着目し、ターゲットを明確にした学習プログラムの作成と身近な場所でのきめ細かな学習機会の提供が必要です。また、学習課題の高度化、多様化に対応するためには、産学公民^{※1}のネットワークを強化し、地域の知的資源・物的資源を有効に活用した生涯学習施策を展開することが求められています。

取組の方向性

- 市民の生涯学習意識を高めるため、必要とされる情報を適切に提供する仕組みの充実を図るとともに、市内外の生涯学習情報を集約・整理し、発信できる体制づくりに取り組みます。
- 生涯にわたって、現代社会が抱える課題から発生するニーズに応じた、さまざまな学習活動を支援するための学習機会を提供します。
- 高度化・多様化した学習ニーズに対応するため、生涯学習専門員^{※2}による生涯学習相談コーナーの一層の充実に努めます。
- あらゆる機会にあらゆる場所において学習することができる生涯学習社会の実現に向け、防府市生涯学習推進協議会、行政、市民、民間団体、企業、大学等の連携による、教育ネットワークの強化を図ります。

※1 産学公民：民間企業、学校、国・地方公共団体、地域住民・NPO等を表す。

※2 生涯学習専門員：防府市独自の制度で、生涯学習に関する情報の収集・提供や、学習相談、「ほうふ幸せます人材バンク」のコーディネーター等を行う専門職員。

主な取組

◆ 生涯学習情報発信の充実

本市が提供する市民向けの講演会や講座などの情報を集約し、一元的な管理に取り組みます。また、大学等の公開講座の周知や、民間団体、県との情報の共有を図るとともに、収集した情報を整理し、市民にわかりやすい情報の提供を行い、生涯学習意識の醸成に努めます。

◆ 多様な学習機会の提供

生涯にわたってさまざまな学習活動を支援するため、各年齢期における課題に対応して、子育てに関する講習会等による家庭教育の支援や、子どもの体験・交流活動、勤労者のニーズに応じた学習活動や、高齢者の生きがいとなる学習活動等の機会の充実に努めます。

また、市民一人ひとりの安全・安心な暮らしにつながる防災・防犯、福祉、環境問題などを学ぶ機会の提供や、国際化・情報化社会に対応した学習機会の提供を行い、現代的課題に対応した学習機会の充実に努めます。

◆ 生涯学習相談体制の充実

学習情報に関する資料の充実に努めるとともに、生涯学習専門員による迅速かつ的確な情報提供を行い、市民からの相談にきめ細かく対応します。また、市民の複雑化した学習ニーズに対応するため、生涯学習専門員の研修を実施し、相談能力の向上を図ります。

◆ 産学公民の教育ネットワークの強化

市民が多様な生活課題に応じて必要な学習を行い、それぞれの個性、能力を伸ばし、生きがいのある充実した生活を享受するため、防府市生涯学習推進協議会、行政、市民、民間団体、企業、大学等が一体となり、より効果的な生涯学習施策を推進します。

基本施策Ⅳ－② 生涯学習を支える人材の育成と活用

現状と課題

本市では、生涯学習ボランティアや学校支援ボランティアなどの、さまざまな人材を活用しているところですが、人材を活用するだけでなく、ボランティア同士のネットワーク化を図り、自立した市民活動への展開が求められています。

「学習成果の評価・活用」については、各公民館の地区文化祭や生涯学習フェスティバルなどで、表彰や学習成果の発表の場が設けられていますが、個人の学習の成果が社会で活用されるには、さらに充実したシステムが必要です。

取組の方向性

- 教育・福祉・スポーツ・環境などの各分野の知識や技術を習得するための研修や指導力を高める研修の場を継続して提供し、ボランティアや生涯学習指導者の育成機会の充実を図ります。
- ボランティア活動を支援するとともに、生涯学習フェスティバル^{※1}、放課後子ども教室等のボランティアが活躍できる場を提供します。
- 社会教育関係団体^{※2}等の活動を支援します。
- 地域人材の「指導者バンク^{※3}」・「支援者バンク^{※4}」への登録を進め、学校の授業や地域で開催される講座等での活用を促進します。

主な取組

◆ 生涯学習指導者やボランティアの育成機会の充実

生涯学習を進める上で、学習を指導する講師、生涯学習やボランティア活動の核となるコーディネーター^{※5}、団体やグループのリーダーなどの役割が重要となることから、生涯学習指導者の指導力を高める研修の場を継続して提供し、育成機会の充実を図ります。

教育・福祉・スポーツ・環境など各分野の知識や技術を習得するための研修を継続

※1 生涯学習フェスティバル：生涯学習ボランティアや市民が主体的に企画・運営し、学ぶことの楽しさを伝えるとともに、多くの市民が生涯学習活動に参加する機会となるイベント。

※2 社会教育関係団体：法人か否かを問わず、公の支配に属さない団体で、社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする団体で、青少年教育に関する団体、成人教育に関する団体、社会教育施設関係団体、文化・芸術に関する団体など。

※3 指導者バンク：生涯学習に関する専門的な知識や経験、技能のある個人及び団体を登録したもの。

※4 支援者バンク：社会貢献あるいは自己実現を図りたいと考える個人及び団体を登録したもの。

※5 コーディネーター：一般的には調整する人のことを表すが、ここでは生涯学習の活動やボランティア活動を行う上で、支援を求める側と提供する側の個人や団体との間に必要な仲介・調整の役割を担う人。

して開催し、ボランティアの育成機会の充実を図ります。

◆ ほうふ幸せます人材バンク^{※1}の整備・活用

「防府市生涯学習指導者バンク^{※2}」を拡充・強化した、「指導者バンク」と学校や公民館が保有する学校支援ボランティアを登録した「支援者バンク」を一元管理する「ほうふ幸せます人材バンク」を整備し、学校の授業や地域の講座等での積極的な活動と横断的な運用を行います。また、「指導者バンク」による公開講座の開催により、市民への周知と積極的な活用を図ります。

◆ 学習成果発表の機会づくり

学習した成果を発表することは、社会への還元となるとともに、学習者にとっても喜びとなり、さらなる学習意欲へとつながります。作品展、発表会の開催や、活動のPR展示を行い、日頃の学習成果の発表の場を提供します。

◆ 社会教育関係団体や各種ボランティア団体への支援

市民活動団体は、各種ボランティア活動やNPO^{※3}活動などを行い、自主的・主体的にまちづくりに参加しています。これらの市民活動団体の活動を支援し、活性化を図ります。特に、社会教育関係団体については、社会教育に関する公益的な活動を行い、生涯学習の推進に主体的に取り組む団体として、団体の自主性を尊重しながら、運営や活動の支援を行います。

※1 ほうふ幸せます人材バンク：「指導者バンク」と「支援者バンク」を一体的に運用することで市民の生涯学習のきっかけづくりを推進し、地域とともにある学校づくり及び地域づくりを支援する制度。

※2 防府市生涯学習指導者バンク：平成11年度から開始された制度で、平成28年度に「ほうふ幸せます人材バンク」の「指導者バンク」として改編された。

※3 NPO：営利を目的としない自主的に公益活動を行う団体。Non Profit Organization（非営利組織の略）

基本施策Ⅳ－③ 人権学習の推進

現状と課題

私たちの身の回りには、さまざまな人権課題が幅広く存在しています。

また、社会経済情勢などの変化により、人権に関する新たな課題も見受けられるようになってきています。

こうした状況を踏まえ、「市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かなぬくもりのある地域づくり」の実現に向けて、市民の誰もが、基本的人権の意義や人権尊重の理念について理解を深めるとともに、日常生活において人権の大切さに気付く豊かな感性を育み、そして、一人ひとりの存在を認め合い互いに個性を尊重し、人権を尊重した言動ができるようにすることが大切です。

そのためには、基本的人権尊重の視点に立って、学校や家庭、地域におけるさまざまな場を通じて、自主的・主体的な人権学習をより一層推進していく必要があります。

取組の方向性

- 防府市人権学習推進市民会議と連携し、基本的人権尊重の視点に立った人権教育を推進するため、さまざまな学習機会を提供します。
- 地域社会の実情や課題、市民の学習ニーズを踏まえた学習内容等の充実に努めます。
- 市民一人ひとりの人権が尊重される地域づくりに向けた市民の自主的な人権学習を支援します。

主な取組

◆ 市民ぐるみの積極的な推進

人権問題に関わる市民のニーズを踏まえるとともに、防府市人権学習推進市民会議を中心として、人権学習市民セミナーや講演会を開催し、人権が尊重される、住みよい地域づくりをめざした市民ぐるみの人権学習を推進します。

◆ 推進体制の充実

人権学習推進委員の活動に資するよう研修の充実に努めるとともに、地域、職場、学校、団体等で実施される主体的な活動を支援し、人権問題の正しい理解と人権意識の高揚を図ります。

◆ 人権学習への支援

人権学習指導員を学習会へ派遣し、また視聴覚教材を充実するなど、誰もが人権学習に進んで取り組むことができるように支援します。

基本施策Ⅳ－④ 生涯学習の拠点となる施設の充実

現状と課題

多様なニーズに対応し、本市の特徴を生かした生涯学習を推進するため、生涯学習拠点施設の整備・充実が求められています。公民館やその他の施設でも設備の改善を進めていますが、誰もが使いやすい施設とするためには、今後も引き続き整備に努める必要があります。

生涯学習の中核となる施設の設置については、現状では新たな施設の設置は難しいため、既存の施設等を活用し、機能面での充実を図っていく必要があります。

取組の方向性

- 公民館は、地域における住民の学習ニーズに総合的に応える施設であり、社会教育主事^{※1}等の配置による専門職員の充実に努めるとともに、地域課題に対応した学習機会の提供や、地域情報の収集、学習情報の提供に努めます。
- 公民館は、地域コミュニティ活動^{※2}を支援する施設としての役割や、地域の課題を解決するための学習を行う施設としての役割が期待されることから、地域活動の拠点施設としての機能の充実に努めます。
- 青少年科学館（ソラール）では、本市の科学教育普及活動の拠点施設として、創造性豊かな青少年の育成と市民の科学技術に関する知識の普及及び啓発を図ります。

主な取組

◆ 公民館の整備・充実

公民館の計画的な整備・改修と適正な維持管理に努めます。

◆ 公民館活動の推進

公民館における学習情報の発信に努めるとともに、自治会や関係団体等との連携・協働による多様な学習の場の提供を行います。

◆ 青少年科学館の充実

施設備品の更新を進めるとともに、さまざまな科学教室の開催、小・中学校への理科教育支援、企画展の開催、防府市少年少女発明クラブ^{※3}の活動推進などを行います。

※1 **社会教育主事**：教育委員会に置かれる社会教育の専門職員。社会教育を行う者に、専門的・技術的な助言と指導を行う。

※2 **地域コミュニティ活動**：住民相互の交流が行われている概ね小学校区を単位とした地域コミュニティにおいて、主体的に取り組まれる活動。

※3 **防府市少年少女発明クラブ**：少年少女に科学的な興味・関心を追及する場を提供し、自由な環境の中で創作活動を行い、作品を完成する喜びを体験させ、創造性豊かな人間形成を図ることを目的とするクラブ。

基本施策Ⅳ－⑤ 図書館の充実と読書活動の推進

現状と課題

図書館では、現在、約45万冊の資料を所蔵しており、年間約30万人（1日平均約千人）の入館者、約60万冊の館外個人貸出冊数があります。

また、平成23年度から移動図書館車^{※1}の運行を開始し、図書館から遠距離に居住している人や障害のある人、交通手段をもたない人等のための市内全域サービスの充実を図っています。

図書館の管理運営については、平成28年度から指定管理者制度の導入に伴い、図書館管理室を設置し、新たな体制の下図書館事業の一層の発展に努めています。

図書館は、今後、さらに、情報・文化・生涯学習の拠点としての役割を担っていくため、多様な利用者ニーズに対応した資料・情報提供サービスの充実、ホームページやWebサービス^{※2}の充実、図書館事業への市民参画の推進により、市民に開かれた、市民とともに歩む図書館像をめざすことが求められます。

このことから、平成28年3月に、「防府市図書館サービス振興基本計画」を策定し、防府市図書館協議会^{※3}において、この計画の進捗状況を点検・評価し、効果的な推進を図ることが必要です。

取組の方向性

- 「防府市立防府図書館資料収集要綱」に基づき、本市の特色を生かした資料の収集や、利用者ニーズに対応した幅広い資料の充実・整備を図ります。
- 多様な利用者ニーズに的確に対応するため、利用者サービスの質的向上を図るとともに、市内全域サービスやWebサービスの充実に努めます。
- 市民との協働を推進し、図書館ボランティアの養成・育成を図ります。
- 市立図書館と学校図書館とのネットワークシステムの活用及び他の図書館や施設等との相互協力を推進します。
- 企画展示や集会・文化活動、郷土資料のデジタル化、ホームページの内容充実、報道メディア等の活用を通じて、積極的な情報発信を図ります。

※1 移動図書館車：図書館を直接利用しにくい利用者のために、資料を積んで定められた場所（ステーション）に行き、貸出し・返却業務等を行うための車両。自動車文庫、ブックモバイル（bookmobile）ともいう。

※2 Webサービス：利用者が自宅や勤務先から、インターネットを経由して図書館のホームページで資料検索や予約等ができるサービス。

※3 図書館協議会：公立図書館が図書館法第14条に基づき設置することができる機関。図書館の行うサービスに対して意見を具申する。

- 「第二次防府市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書活動を推進します。

主な取組

◆ 図書館資料の質・量両面の充実

書籍・視聴覚資料や雑誌・新聞の充実を図ります。防府市関連の事項・人物等に関する資料、行政関係資料などの郷土（地域）資料の充実に努めるとともに、進展する電子書籍の出版状況への対応を図ります。

姉妹都市である大韓民国春川市の春川市立図書館との資料交換協定に基づき、韓国で発行された資料の収集に努めます。

◆ 図書館利用者サービスの充実

調査・研究を目的とする利用者のためのレファレンス・サービス^{※1}の充実に努め、多様な利用者ニーズに的確な対応ができるよう、資料提供サービス・情報提供サービスの質的向上を図るとともに、OPAC^{※2}をはじめとするWebサービスの充実に努めます。

交通手段をもたない人等のため、移動図書館車でのサービス向上に努めるとともに、地域文庫・貸出文庫の利用促進を図ります。

◆ 図書館事業への市民参画の促進と活用

行事運営などで市民との協働を推進するとともに、防府市図書館協議会の設置により、図書館事業へ広く市民の声が反映されるよう努めます。

定期的に関催する行事・講習会等を通じて、ボランティアの養成・育成を図ります。

◆ 図書館のネットワーク化の推進

学校図書館とのネットワークシステムを効果的に運用し、資料の共有化と活用を図ります。

また、資料や情報を的確に提供するため、他の図書館や施設・機関等との相互協力の推進を図ります。

◆ 集会・文化活動及び広報活動の推進

企画展示や集会・文化行事、図書館資料を活用する生涯学習グループの奨励・育成等の事業を拡充し、図書館の多角的な利用促進を図るとともに、ホームページの内容充実、各種報道メディア等の活用を通し、積極的な情報発信に努めます。

長年郷土の歴史史料を翻刻してきた「防府史料」シリーズの刊行を継続するとともに、同シリーズや著作権が消滅している郷土資料等をデジタル化してホームページに

※1 レファレンス・サービス(reference service)：知識や情報を求めてくる利用者に対して、図書館員が図書館の資料と機能を活用し、必要としている知識・情報の検索方法を教えたり、回答を提供したりするサービス。近代図書館の軸をなす機能。参考業務ともいう。

※2 OPAC (Online Public Access Catalog)：オンライン閲覧目録。館内の専用端末や図書館のホームページから利用者が蔵書検索をできるようにしたシステム。

掲載し、情報発信の強化を図ります。

◆ 「第二次防府市子ども読書活動推進計画」に基づく、子どもの読書活動に係る各種事業の実施

市の関係各課、小・中学校及び各関係機関との連携を図り、子どもの読書活動に係る各種事業を展開します。

施策の柱V 郷土の文化・伝統の継承と創造の推進

基本施策V－① 文化財の保護・保存

現状と課題

古代、本市は、周防国の国府が置かれたことから、周防の政治・経済・文化の中心として栄え、その長い歴史を示すように多くの文化財が残っています。文化財は、我が国の歴史・伝統・文化を理解するために貴重なものであり、この歴史的遺産を大切に保存し、次代に継承していくため、市内に残る文化財を調査して状況を把握し、保護、保存、修理を計画的に行っていく必要があります。

取組の方向性

- 歴史的文化遺産を保護するため、有形文化財^{※1}や埋蔵文化財^{※2}などの調査を行い、文化財指定登録を進めます。
- 文化財の保存修理を行い、適切に管理します。
- 文化財保護関係団体への支援を行います。
- 「防府市歴史文化基本構想」を策定し、未指定文化財・指定文化財の保存、活用を推進します。

主な取組

◆ 文化財の保存・修理

重要な文化財の指定や登録を行い、保全に努めるとともに、古くなって傷んだ文化財の修理や文化財のより良い保存環境の整備を進めます。

◆ 文化財調査の継続

市内の寺社をはじめ、個人等が所有する有形文化財の^{しっかい}悉皆調査^{※3}を継続して行います。また、埋蔵文化財の発掘調査を行い、遺跡の保護を図ります。

※1 有形文化財：建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料など有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの。

※2 埋蔵文化財：土地に埋蔵されている（地下ばかりでなく、水底、海底、その他土地の上下を問わず、人目に触れ得ない状態において所在している）文化財のこと。

※3 悉皆調査（しっかいちょうさ）：市内にあるすべての文化財を調査すること。

◆ 文化財保護活動への支援

市内各地域にある郷土史団体やサークルの活動を支援します。

基本施策Ⅴ－② 文化財の整備・活用

現状と課題

文化財は、本市の歴史や文化などの正しい理解のために欠くことのできない財産で、文化の向上、発展の基礎をなすものです。歴史資料の発掘、収集と系統立てた整理を行い、その価値をわかりやすく伝え、それを生かして、市民一人ひとりが身近に文化財に親しみ、守っていく機運の醸成が望まれます。

今後も平成23年7月に焼失した宮市本陣兄部家^{※1}をはじめ市内にある史跡を整備し、公開を進め、多くの市民が文化財に触れ、親しむ機会を提供する必要があります。

また、多くの文化財や歴史資料の活用を図り、新しい価値を創造していく必要があります。

取組の方向性

- 文化財の整備を進め、公開を図ります。
- 文化財郷土資料館や英雲荘を活用し、文化財情報の発信に努めます。

主な取組

◆ 文化財情報発信の充実

文化財や歴史資料のデジタル化を進め、ホームページやインターネット、メディア等を活用して情報発信を進めます。

◆ 文化財郷土資料館の充実

文化財郷土資料館において、文化財や歴史資料、古文書、民具等の収集・保存と公開を行い、展示内容の充実、また企画展や講演会等の事業を拡充します。

◆ 英雲荘の整備と公開

英雲荘（史跡萩往還三田尻御茶屋^{※2}）という歴史的遺産の価値を伝えるため、庭園の復元整備や周辺整備を進め、本館を文化・芸術活動のために貸し出すなどさらに広く公開していきます。

◆ 文化財を活用した学習機会の提供

文化財郷土資料館での講演会や体験学習等を実施します。また、市民ボランティアと連携し、市内の文化財や歴史遺産の見学、発掘調査の現地説明会、公民館等での講

※1 宮市本陣兄部家：市にある鎌倉時代からの旧家であり、江戸時代には宿場「宮市」の本陣として機能していた。平成23年7月に火災により建物の大部分が焼失した。

※2 史跡萩往還三田尻御茶屋：承応3年（1654年）に萩藩2代藩主 毛利綱広によって建設された藩の公館で、参勤交代や藩内巡視の際の休憩や宿泊施設、賓客の接遇などに使用された。史跡萩往還関連遺跡 三田尻御茶屋旧構内として、国の史跡に指定されている。

座・講演を行うなど、文化財、歴史遺産の活用を図り、魅力ある防府をアピールします。また、学校教育や市民の学習活動の中で、文化財や歴史資料の活用を図ります。

第5章 計画の推進に向けて

1 目標指標

本計画の推進にあたり、計画の進捗状況の成果を具体的に測るため、次のとおり目標指標を設定しました。

なお、平成32年度目標値は平成28年度の計画見直し時に平成27年度実績値を検証し、見直しを実施しています。

施策の柱Ⅰ 知・徳・体のバランスのとれた教育活動の推進

目標指標	実績値 (平成24年度)	実績値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
「幼保・小連携教育研修会」に参加する保育園・所、幼稚園の割合	71%	68%	90%以上
全国学力・学習状況調査の正答率の全国比	小-0.3pt 中+0.1pt	小+2.2pt 中-1.1pt	小+1.5pt以上 中+1.5pt以上
教育支援に係る「校内委員会」を毎学期実施する小・中学校の割合	36%	100%	100%
全国学力・学習状況調査「本やインターネットを使ってグループで調べ学習をよく行っている」という設問に「当てはまる」と答えた児童生徒の割合	小 10.6% 中 6.0%	調査項目の変更により算出不可	調査項目の変更により算出不可
全国学力・学習状況調査「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」という設問に「当てはまる」と答えた児童生徒の割合	75%	75.9%	85%
1,000人当たりの不登校児童生徒数	9.8人	14.1人	9.7人
いじめの解消率	94.6%	99.1%	100%
「1/2成人式」(小学校)や「立志式」(中学校)等を行っている学校の割合	小 88% 中 10%	小 100% 中 100%	小 100% 中 100%
山口県体力テストの総合評価がC以上の児童生徒の割合	70%	68%	80%
全国学力・学習状況調査「朝食を毎日食べていますか」という設問に「当てはまる」と答えた児童生徒の割合	90%	94.4%	95%

目 標 指 標	実績値 (平成24年度)	実績値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
危険予測学習（KYT）の3つの内容（生活安全・交通安全・災害安全）の実施学校の割合	53%	100%	100%
小中一貫教育に取り組む中学校区の割合	9%	18%	36%

施策の柱Ⅱ 地域ぐるみの教育の推進

目 標 指 標	実績値 (平成24年度)	実績値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
街頭巡視活動参加者数（年間）	2,375人	2,311人	2,700人
放課後子ども教室開設箇所数（延べ数）	7箇所	12箇所	15箇所

施策の柱Ⅲ 安全・安心で、質の高い教育環境づくりの推進

目 標 指 標	実績値 (平成24年度)	実績値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
小・中学校施設耐震化率	77.2%	94.1%	100% (平成30年度)※
全国学力・学習状況調査「学校の授業時間以外に、月曜日から金曜日、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか」という設問に「全くしない」と答えた児童生徒の割合	小 23.9% 中 37.2%	小 18.1% 中 33%	小 15% 中 30%
地産地消導入率	45%	60%	50%以上

※防府市立学校施設耐震化推進計画に基づく耐震化率達成目標年度

施策の柱Ⅳ 一人ひとりがきらめく生涯学習の推進

目 標 指 標	実績値 (平成24年度)	実績値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
「聞いて得するふるさと講座（出前講座）」の利用件数（年間）	44件	69件	90件

目 標 指 標	実績値 (平成24年度)	実績値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
「ほうふ幸せます人材バンク」登録者の派遣回数（年間）	68 件	91 件	100 件
市内で開催する人権学習に関する研修会、講演会等への参加者数（年間：延べ人数）	4,756 人	3,981 人	5,700 人
公民館利用者数（年間：延べ人数）	199,579 人	205,046 人	220,000 人
ソラール入館者数（年間）	60,111 人	69,071 人	80,000 人
図書館館外個人貸出者数（年間：延べ人数）	152,845 人	146,367 人	147,000 人

施策の柱V

郷土の文化・伝統の継承と創造の推進

目 標 指 標	実績値 (平成24年度)	実績値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
市指定文化財件数（延べ数）	62 件	65 件	68 件
文化財郷土資料館入館者数（年間）	2,092 人	3,629 人	4,000 人

2 計画の推進

(1) 計画の推進

本計画を推進するにあたっては、学校・家庭・地域・行政がそれぞれの役割を認識しながら、連携・協働を強め、社会全体で教育の振興を図ることが重要です。

(2) 計画の周知

本計画の趣旨については、広報紙やホームページ等を通じて、広く周知を行い、教育関係者をはじめ市民の皆様への教育に対する意識を高め、理解と協力を得ながら円滑な推進を図ります。

(3) 計画の進行管理と財政措置

本計画を着実に推進するためには、各施策の進捗状況について定期的な点検と結果の検証が不可欠であることから、毎年度、教育委員会が実施する「教育行政に関する点検・評価」制度により外部の有識者の知見を活用し、進行管理を行うとともにその結果を公表します。

また、計画の実現のため、毎年度、「教育行政重点施策」を決定し、PDCAサイクルに基づく見直しを行い、次年度の施策や事業に反映させるとともに、本計画で掲げた本市教育のめざす姿を実現するため、施策の取組に必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。なお、国・県等の支援制度についても積極的に活用します。

(4) 関係部局との連携・協力

本計画の各種施策は、市長部局との連携・協力を図り展開していきます。

(5) 計画の見直し

計画期間中に新たに生じた課題に対応するため、計画の見直しは必要に応じて行います。



参考（資料編）

- 防府市教育振興基本計画検討委員会設置要綱
- 防府市教育振興基本計画検討委員会委員名簿
- 防府市教育振興基本計画検討庁内委員会設置要綱
- 見直し経過

防府市教育振興基本計画検討委員会設置要綱

平成28年4月12日制定

（設置）

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に基づく教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めた「防府市教育振興基本計画」の見直しにあたり、幅広い意見を反映させるため、防府市教育振興基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）教育振興基本計画の見直しに関すること
- （2）その他教育振興基本計画の見直しに必要な事項

（組織）

第3条 委員会は、次の各号の区分による委員15人以内をもって組織し、教育委員会が依頼する。

- （1）学識経験者
- （2）学校教育関係者
- （3）各種団体等関係者
- （4）公募による者
- （5）その他教育委員会が必要と認める者

2 前項第4号の公募による者の募集及び選考については、別に定める。

（任期）

第4条 委員の任期は、防府市教育振興基本計画の見直しが完了するまでとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員長は、委員会の会議を招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、必要と認める場合において、関係者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月12日から施行する。

防府市教育振興基本計画検討委員会委員名簿

区 分	氏 名	所属団体等（役職）
学識経験者	◎佐々木 司	山口大学教育学部（教授）
学校教育関係者	田 村 純 子	防府市小学校長会（勝間小学校長）
	中 村 浩 典	防府市中学校長会（佐波中学校長）
	宮 地 政 利	山口県立防府高等学校（校長）
	松 浦 多 紋	防府市小学校 PTA 連合会（松崎小 PTA 会長）
	○小 林 孝 光	防府市中学校 PTA 連合会（大道中 PTA 会長）
	清 水 博 道	防府市幼稚園連盟（佐波幼稚園長）
各種団体等関係者	佐 川 美枝子	防府市社会教育委員の会議（社会教育委員）
	福 田 東 亞	防府市文化財審議会（委員）
	藤 村 聰	防府市子ども読書活動推進連絡協議会（会長）
公募による者	笹 田 幸 一	市民公募
	松 永 小夜子	市民公募
	岩 村 智 子	市民公募

◎は委員長、○は副委員長

防府市教育振興基本計画検討庁内委員会設置要綱

平成28年4月12日制定

（設置）

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に基づく教育の振興のための施策に関する基本的な計画の見直しをするため、防府市教育振興基本計画検討庁内委員会（以下「庁内委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 庁内委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）教育振興基本計画の見直しに関すること
- （2）その他教育振興基本計画の見直しに必要な事項

（組織）

第3条 庁内委員会は、別表1に掲げる職員をもって組織する。

2 委員長は教育長をもって充て、副委員長は教育部長をもって充てる。

（任期）

第4条 委員の任期は、防府市教育振興基本計画の見直しが完了するまでとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員長は、庁内委員会を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員長は、庁内委員会の会議を招集し、会議の議長となる。

2 庁内委員会は、必要と認める場合において、関係者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

（作業部会）

第7条 庁内委員会に、第2条に規定する事項に関して調査、研究及び資料の作成等を行わせるために、庁内委員会に作業部会を置く。

2 作業部会は、教育委員会各課の課長補佐をもって構成する。

（事務局）

第8条 庁内委員会及び作業部会の事務局は、教育委員会教育総務課に置く。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、庁内委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月12日から施行する。

別表 1

防府市教育振興基本計画策定市内委員会名簿

区 分	職 名
委員長	教育長
副委員長	教育部長
委員	教育部次長
委員	参事（学校教育課長）
委員	教育総務課長
委員	生涯学習課長
委員	文化財課長
委員	学校教育課主幹（学力向上推進室長）
委員	学校教育課主幹（学校給食管理室長）
委員	生涯学習課主幹（人権学習室長）

見直し経過

年月日	会議名	概要
平成28年6月23日	第1回検討庁内委員会	見直し体制・見直し方針・見直しスケジュールの検討
7月11日	第1回検討委員会	委員委嘱、委員長・副委員長選出 見直し体制・見直し方針・見直しスケジュールの確認
8月18日	第2回検討庁内委員会	前回協議内容の確認 計画（見直し案）協議
9月5日	第2回検討委員会	前回意見への対応の確認 目標値及び目標指標の設定根拠について協議
11月1日 ～11月30日	パブリックコメント実施	計画（見直し案）に対する市民意見聴取
12月1日	第3回検討庁内委員会	パブリックコメントの結果報告
12月5日	第3回検討委員会	パブリックコメントの結果報告 計画（見直し案）の最終確認
平成29年2月14日	教育委員会2月定例会	計画議案の意見聴取
3月27日	市議会3月定例会	計画議案の議決